

特 62

No 22595

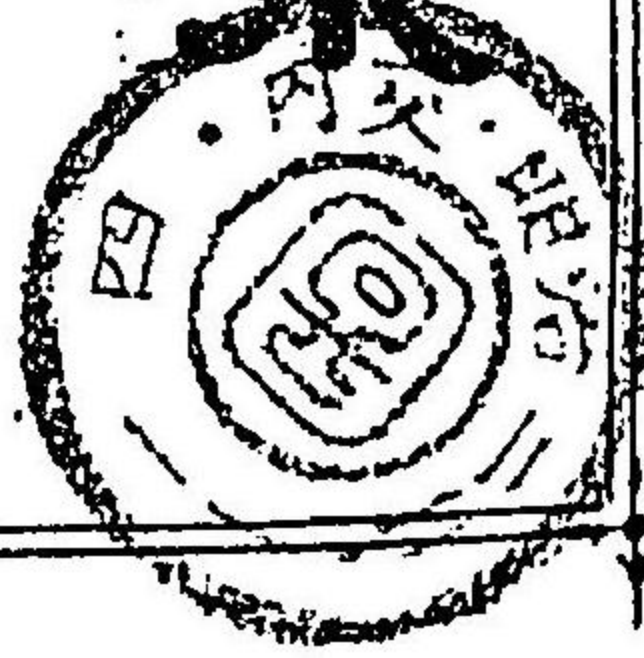
213

22

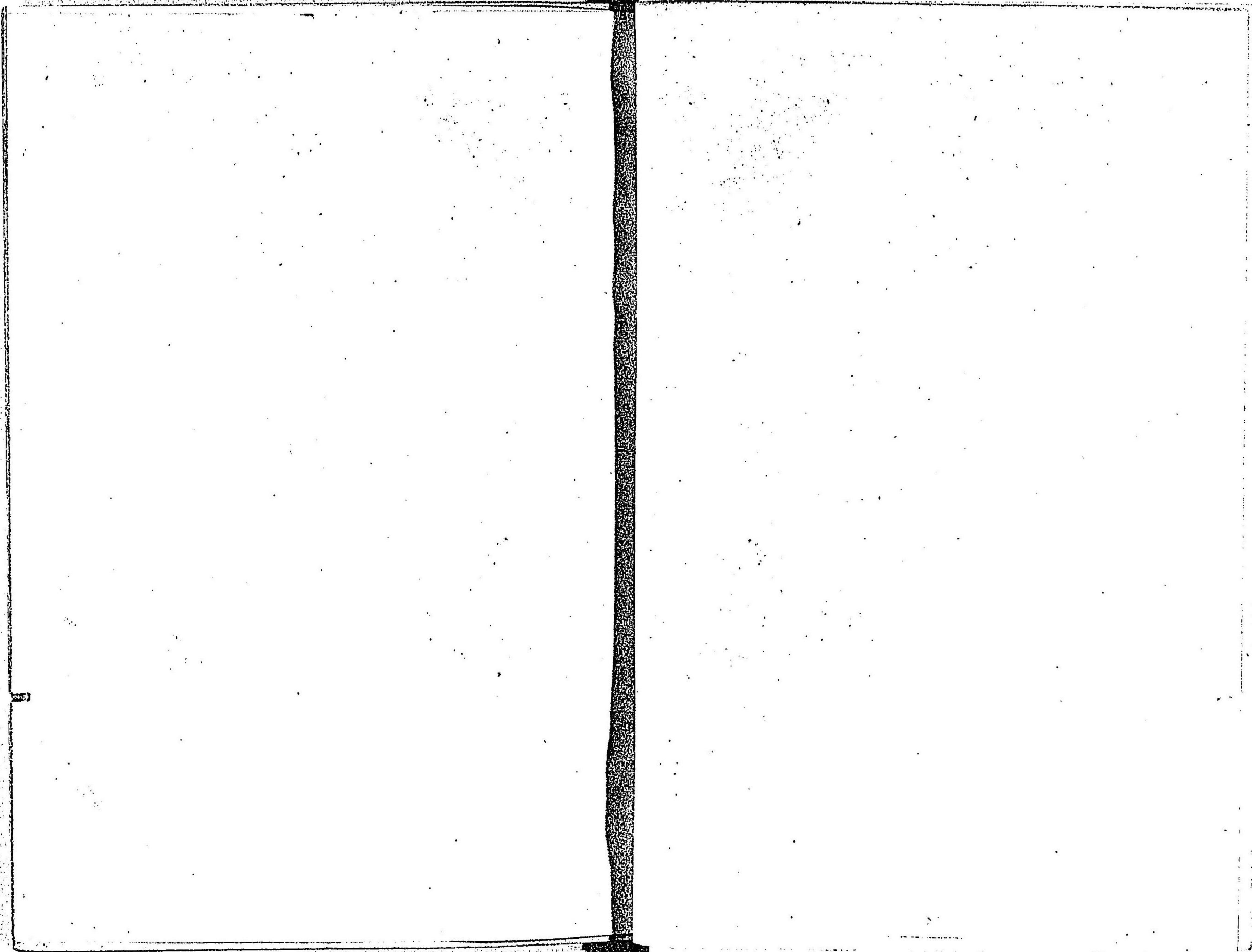
東京

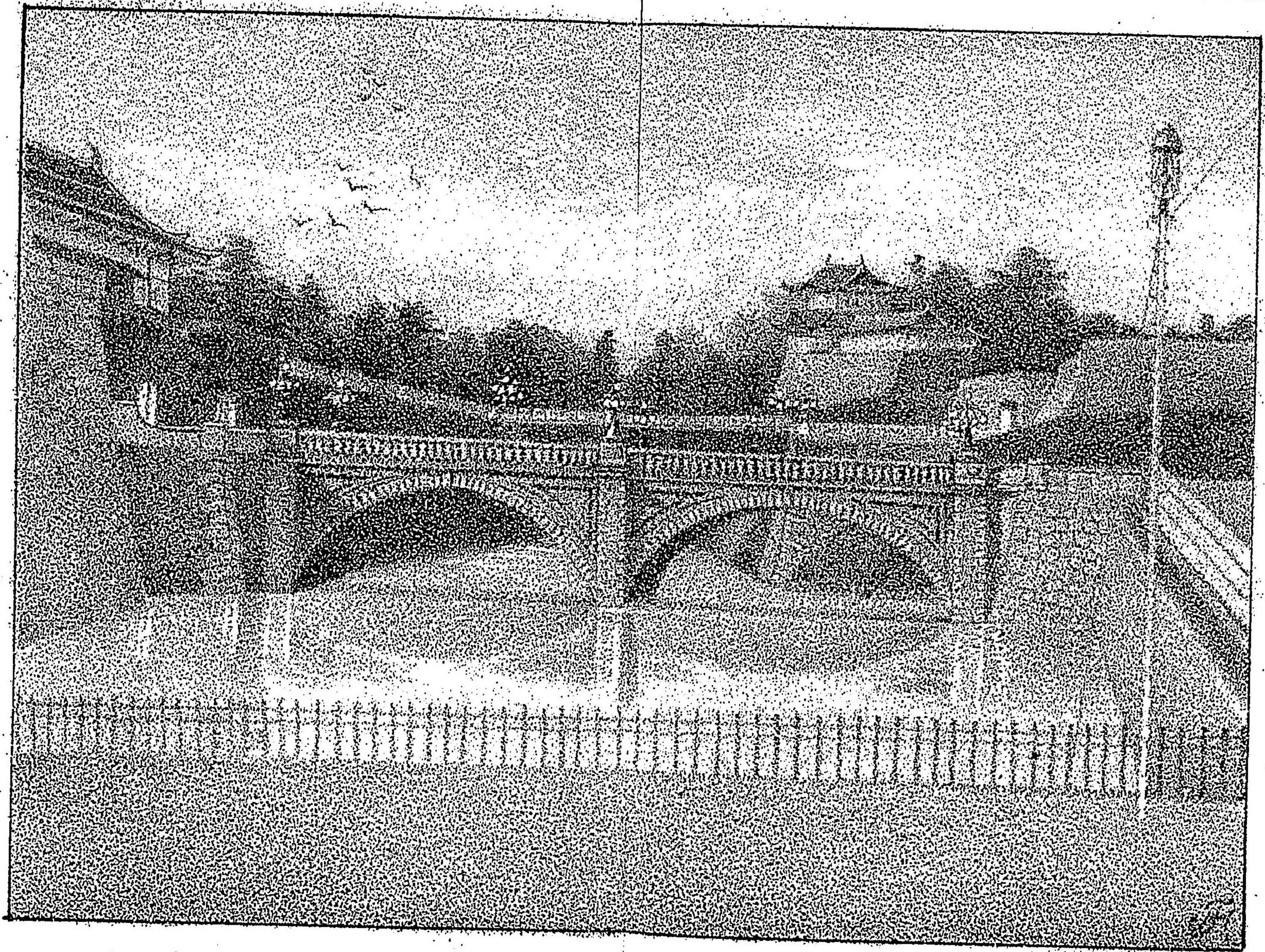
大日本國民必携

長洲伊藤 朗君編纂



尚書堂發行





大日本皇城正門之橋圖

凡例

- 一 凡国アレハ必民アリ己ニ民アレバ政体法律及交際上ノ儀式風俗アリ己ニ政体法律交際上ノ儀式風俗等アレバ其ノ国民タル者必之ヲ知悉シテ以テ其国ニ民タルノ分ヲ全ウセザル可カラザル己ニ明ナリ是本書ヲ編纂シテ以テ我が日本国民ノ携帶ニ供スル所以ナリ
- 一 此ノ書ニハ以上諸項ノ外諸願届及諸證券書式内外貨幣比較并ニ度量衡内国汽車着時間及貸金貨幣物品運搬賃銀行位置等ノ諸表ヲ載ス以テ日用本邦国民ノ便ニ供フ
- 一 此書ニハ又和歌及和漢文ヲ学バントスル者ノ為ニ其詠法振例ト云々等ヲ掲ゲテ普通教育ニ乏シキ者ノ便用ニ供セリ
- 一 料理法日用品製造法経済及衛生上ニ関スル諸法術等ハ男女貧富ニ論ナク凡家政ヲ理セントスルニ意アル者ノ必知ラザルベ

カラザル所ナリ故ニ本書又此等諸法ヲ戴セタリ
 一方位考吉凶考三世相骨相學等ハ方今已ニ世ニ無管視セラレ、
 所ニ似タリト雖モ現ニ政米各国ノ如キ又明ヲ以テ自任スル国
 ニモ猶之レニ似タルアリ特ニ豫言(杖三世相ト同ジ)骨相等ハ
 近來益流行スルニ至ルト言フ故ニ此ノ書又之ヲ卷内ニ戴セタ
 リ蓋其取捨信當不當ノ如キハ固ヨリ讀者ノ意向ニ一任ス
 一之ヲ一括シテ言バ以上ノ諸項ハ皆是日本人民タル者ノ必ズ知
 悉セザルベカラザル所ニシテ此ノ書ノ諸君ニ實益アル猶耳目
 口鼻ノ諸君ニ欲クベカラザルガ如シ大日本國民必携ノ名稱亦
 偶然ニ非ル也

明治廿二年十月

編者識

大日本國民必携目錄

- 大日本神代畧系譜 一
- 大日本帝王曆代表 二
- 明治帝譜 四
- 大日本官幣大社并中社 五
- 全小社并ニ別格社 七
- 年中大祭日表 八
- 大陽曆月ノ大小表 八
- 諸規則之部 九
- 大日本帝國憲法 九
- 登記法 二十八丁
- 公證人規則 四十二丁
- 公證人規則施行條例 六十八丁

○全附錄抗告手續	七十九丁
○登記請求手續	八十六丁
○登記法取扱規則	九十三丁
○所得稅法	百一十一丁
○所得稅法施行細則	百二十丁
○國稅科目	百廿八丁
○改正徵兵令	百卅一丁
○郵便規則概畧并稅法	百四十五丁
○專賣特許條例	百四十七丁
○專賣特許手續	百六十三丁
○商標條例	百六十六丁
○證券印稅規則	百七十三丁
○證券印紙手形用紙種類定價	百八十五丁

○爲替手形約束手形條例	百八十六丁
○土地賣買讓渡規則	百九十六丁
○土地分割手續	百九十八丁
○利息制限法	百九十九丁
○勸解手續	二百丁
○出訴期限規則	二百二丁
○民事訴訟用印紙規則	二百六丁
○讒謗律	二百十丁
○集會條例	二百十二丁
○鳥獸獵規則	二百二十丁
○動產不動產書入金穀貸借規則	二百二十四丁
○地所質入書入規則	二百二十五丁
○建物書入質規則	二百三十二丁

○建物質買讓渡規則	二百三十九丁
○全右書式	二百四十一丁
○煙草稅則	二百四十五丁
○菓子稅則	二百五十八丁
○酒造規則	二百六十五丁
○酒造稅則附則	二百七十七丁
○改正服忌令	二百七十九丁
○諸願屆之部	
○商工營業願	二百八十丁
○商社設置願	二百八十一丁
○汽船新造檢査願	二百八十二丁
○賣藥檢査願	二百八十四丁
○賣藥請賣願	二百八十五丁

○賣藥受賣約定書	二百八十六丁
○新規定家願	二百八十七丁
○繕書請願	全
○板圖願	二百八十八丁
○足代取設願	全
○公債證書送達願	二百八十九丁
○公債證書讓受屆	二百九十丁
○地券書換願	二百九十二丁
○全讓與書換願	全
○入籍願	二百九十四丁
○送籍願	二百九十五丁
○長男(女)養子(女)願	全
○就籍願	二百九十七丁

- 養嗣子願 二百九十八丁
- 兄弟跡弟相嗣願 二百九十九丁
- 改印屆 三百丁
- 改肉屆 三百一丁
- 遺失物御屆 三百二丁
- 拾物御屆 三百三丁
- 商工廢業屆 全
- 勸解願 三百四丁
- 代人許可願 三百五丁
- 普請落成御屆 三百六丁
- 出產御屆 全
- 私生屆 三百七丁
- 庶子入籍願 全

- 死去屆 三百八丁
- 止宿屆 三百十丁
- 止宿出立屆 三百十一丁
- 雇人寄留屆 三百十二丁
- 寄留人出立屆 三百十三丁
- 盜難告訴狀 全
- 暴行之告訴書 三百十五丁
- 委任狀書式 三百十六丁
- 貸金催促之訴狀 三百十七丁
- 賣掛代金淹滯之訴狀 三百十九丁
- 露店願 三百二十丁
- 商標登錄願 全
- 專賣特許願 三百二十二丁

- 所得金高届 三百二十三丁
- 水質検査願 三百二十四丁
- 車御檢印願 三百二十五丁
- 車讓換願 三百二十六丁
- 證書書式之部
- 地所質入證 三百二十六丁
- 地所書入證 三百二十八丁
- 建物書入質證 三百二十九丁
- 建物質渡證 三百三十一丁
- 地所賣渡證 三百三十二丁
- 物品預り證 三百三十三丁
- 頼母子講當籤證 三百三十四丁
- 賣品書入證 三百三十六丁

- 物品抵當證 三百三十七丁
- 證書引當證 三百三十八丁
- 物品質入證 三百三十九丁
- 公債證書抵當證 三百四十丁
- 一判月賦證 三百四十一丁
- 借家證 三百四十二丁
- 敷金預證 三百四十三丁
- 借地證 三百四十四丁
- 小作證 三百四十五丁
- 入質耕地下作之證 三百四十六丁
- 永年請作證 三百四十七丁
- 家作請負證 三百四十九丁
- 養子家督讓渡證 三百五十丁

○跡式讓證

○委任狀

○乳母雇請證

○雇人證

○賣品取爲換約定證

○買取品約定證

○手附金預證

○商品敷金請取證

○國勢之部

○國勢

○全國面積

○著名高山

○全國大河表

十

三百五十二丁

三百五十二丁

全

三百五十四丁

三百五十五丁

三百五十六丁

三百五十七丁

三百五十八丁

三百五十九丁

全

三百六十丁

三百六十一丁

○全國湖沼表

○全國里程表

○戶數及人口表

○族別人員表

○表之部

○各國貨幣對照表

○各國度量對照表

○大阪商船會社乘客賃金表

○日本郵船會社運賃表

○通運物普通賃金表

○諸荷物賃金表

○運送賃金表

○通運荷物保險料表

三百六十三丁

三百六十四丁

三百七十一丁

全

三百七十二丁

三百七十三丁

三百七十四丁

三百七十七丁

三百七十八丁

三百七十九丁

三百八十丁

三百八十一丁

十一

○貨幣早達便取扱店社

全

○全早達便運賃表

三百八十三丁

○全運賃東京横濱間

全

○銀行位置表

全

○日本全國物産表

三百九十二丁

○和歌之部

○体格

○冠辭

○てにをは

四百十三丁

四百十四丁

四百二十三丁

○女子用文章之部

○年始の文

○七種の文

○三月節句の文

四百二十四丁

全

全

○七月の文

四百二十五丁

○歳の暮の文

全

○花見の文

四百二十六丁

○誕生の文

全

○縁組之祝文

全

○湯治の文

四百二十七丁

○和漢文之部

○文法捷徑

四百二十七丁

○英和新聞大辭書序

四百四十九丁

○質内國勸業博覽會開場ノ盛儀表

四百五十丁

○大政奉還ノ表

四百五十一丁

○乞爲大藏理財修整航行米利堅上書

四百五十二丁

○雨中賞牡丹記

四百五十五丁

○按山子傳

全

○祭故議官松岡時敏靈文

四百五十六丁

○日用文例之部

○新年之啓同復書并類語

四百五十八丁

○暑中見舞之文同復書并類語

四百五十九丁

○寒中見舞之文同復書并類語

四百六十丁

○新婚を賀之文同復書并類語

四百六十一丁

○出産を賀之文同復書并類語

四百六十二丁

○時候見舞文同復書并類語

四百六十三丁

○請招文同復書并類語

四百六十四丁

○商況ヲ報之文同復書并類語

四百六十五丁

○異名類

四百六十六丁

○口上書類之部

○友を誘ふ文

四百六十八丁

○物を贈る文

全

○人を招之文

全

○問ひ合せ之文

全

○轉宅之文

全

○不參斷りの文

四百六十九丁

○禮之文

全

○安産の祝文

全

○着を知す文

全

○留守を頼む文

全

○船問合の文

四百七十丁

○見舞之文

全

○悔み狀

全

○近火見舞之文

十六

○料理法之部

○西洋料理各種の製法

百七十二丁

○小豆を早ク煮ル法

四百七十三丁

○蛸のてり焼之法

全

○いかの田楽法

全

○大根を和かに煮る法

全

○雉子を焼の傳

全

○胡蘿蔔を煮法

四百七十四丁

○比目魚の味噌煮法

全

○銀杏蒸の製法

全

○諸製法之部

○木綿金巾類を上等濃花色ニ染る法并中下

四百七十五丁

○全干草色に染法

四百八十丁

○生糸を練る法

四百八十二丁

○絹を練る法

四百八十四丁

○絹を晒す法

四百八十五丁

○絹を深黒色に染る法

全

○山鷲製糸法

四百八十六丁

○毛織物黒羅紗外套色上法

四百八十七丁

○フライフケット色上法

四百九十一丁

○羅紗又は毛織物敷物洗濯法

四百九十二丁

○白布の汚點を消す法

四百九十三丁

○油畫の汚チ洗法

全

○諸インキ製法

四百九十四丁

○人造象牙の製法

四百九十六丁

十七

- 全染色法 全
- 履ヲ軟カニスル法 四百九十七丁
- 靴墨製法 全
- 氷ノ製法 四百九十八丁
- 生姜酒製法 全
- 甘薯を以て飴を製する法 四百九十九丁
- 坐敷花火の製法 全
- パン製法 五百丁
- 寶石製造法 全
- 石鹼の製造法 五百二丁
- 櫻花の漬法 五百三丁
- 茄子芥子漬の製法 五百四丁
- 濃納豆製法 全

○日用妙術ノ法

- 味噌の製法 五百五丁
- 萬年酢の製法 全
- 卵切の法 五百六丁
- 鳥餅ノ法 全
- マツチの製法 全
- 油虫ヲ去ル法 五百六丁
- 庖丁類ニサビノ付かぬ法 五百七丁
- 鏡のくもらぬ法 全
- 顔の汚きを清める法 全
- 顔を輝よくする法 全
- 髪ノはゆる法 五百八丁
- 燈火無して夜物を見る法 全

- 寒中手足のこむへの法 全
- 煙に巻かれぬ法 五百九丁
- 炭火の飛ばぬ法 全
- 百日百夜寝らざるも氣力おとろへざる法 全
- 西瓜を水無くして冷やす法 全
- 卵の善悪を見分る法 全
- 鹽魚鹽出し法 五百十丁
- 悪水を清水にする法 全
- 糊細工物に鼠の喰ぬ法 全
- 硝子又は茶碗こつぶ等を付く法 全
- 染たる齒を即座に白齒にする法 五百十一丁
- 夜中用事ある時何時にても時を指して起す法 全
- 酒毒を去る法 全

- 船に酔はぬ法 五百十二丁
- 鼠を去らしむる法 全
- 衣服に油の付きたるを落す法 五百十三丁
- 疊に油の付きたるを落す法 全
- 疊に墨のコボレたるを落す法 全
- 鼠のかじらぬ法 全
- 庭にをころもちの土を上げぬ法 五百十四丁
- 庭にみづのわかれぬ法 全
- 蚤のわかれぬ法 全
- 輕便晴雨を知る法 全
- 萬妙藥之部 五百十五丁
- 潮満干時刻表 五百十七丁

○方位之部

○歳徳神金神の方位

五百十九丁

○金神七殺之事并に遊行日間日

五百二十丁

○八將神の解

五百二十三丁

○年々八將神方位操様

五百三十丁

○鬼門の方位秘訣并鬼門相剋の圖

五百三十一丁

○本命的殺ノ秘訣

五百三十四丁

○九曜星の操様

五百三十五丁

○三月塞の方位

五百四十丁

○月塞の方位

全

○日塞の方位

全

○時塞の方位

五百四十一丁

○土公神

全

○十方暮

全

○善惡日并ニ三世相之部

○弘法大師四目錄の占

五百四十二丁

○夢判じ并惡夢を轉法

五百四十六丁

○生日の吉凶

五百五十六丁

○生月善惡

五百五十九丁

○生れ時善惡

五百六十二丁

○他行方位の善惡

五百六十六丁

○手中雨風の考

五百六十八丁

○風雨雜考

五百七十六丁

○寶買吉日

五百八十一丁

○商ひ初吉日

全

○召使抱吉日

五百八十三丁

○婢女抱吉日

全

- 懷胎帶する吉日 全
- 婦人産の心得 全
- 産後善き食物 五百八十五丁
- 産後悪き食物 全
- 男女相性吉凶 全
- 衣服たつ心得 五百九十一丁
- 衣裳をたち着ざる悪日 五百九十三丁
- 犬の長吠にて善悪を知る事 五百九十四丁
- 耳鳴る時の善悪の事 五百九十五丁
- 參宮せざる年の事 五百九十六丁
- 伊勢參宮服忌 全
- 伊勢參宮心得 五百九十八丁
- 諸葛孔明馬前の占 全

- 馬録の占 六百丁
- 有卦無封十二運の事 六百一丁
- 釜の鳴日の吉凶 六百四丁
- 鼠を防ぐ法 全
- 火除の咒 六百五丁
- 卵の雄雌を知る法 六百六丁
- 破軍量星操機 全
- 秘密諸咒咀數十件 六百七丁
- 五性花押善悪 六百二十四丁
- 人相骨相ノ事
- 人相秘傳并に相法秘傳の事 六百二十七丁
- 音聲を聞秘傳 六百三十三丁
- 手相見やふ口決 六百三十四丁

- 十二子を掌中にて操法
- 掌中にて十干并五性を操之法
- 郵便條例改正
- 日本全國鐵道時間賃金表

六百四十五丁
六百四十六丁
丁外

國民必携目錄終

●大日本國民必携

●大日本神代畧系譜

●天神七代

- (第一) 國常立尊
- (第二) 國狹穗尊
- (第三) 豐斟淳尊
- (第四) 泥土煮尊
- (第五) 大戸道尊
- (第六) 面足尊
- (第七) 伊奘諾尊

●地神 五代

- (第一) 天照太神
 - (第二) 忍穗耳尊
 - (第三) 瓊瓊杵尊
 - (第四) 彥火火出見尊
 - (第五) 鷓鴣草葺不合尊
- 伊奘諾ノ御子
太神ノ御子
忍穗耳ノ御子
瓊々杵ノ御子
彥火々ノ御子

鷓鴣草葺不合尊ノ第四子立テ位ニ即カセタマフ是ヲ
神武天皇ト號シ奉ル即チ人皇ノ始ナリ



●大日本神代畧系譜

●大日本帝王曆代表

第一、神武	第二、綏靖	第三、安寧	第四、懿德
第五、孝昭	第六、孝安	第七、孝靈	第八、孝元
第九、開化	第十、崇神	第十一、垂仁	第十二、景行
第十三、成務	第十四、仲哀	第十五、神功	第十六、應神
第十七、仁德	第十八、履仲	第十九、反正	第二十、允恭
第二十一、安康	第二十二、雄略	第二十三、清寧	第二十四、顯宗
第二十五、仁賢	第二十六、武烈	第二十七、繼體	第二十八、安閑
第二十九、宣化	第三十、欽明	第三十一、敏達	第三十二、用明
第三十三、崇峻	第三十四、推古	第三十五、舒明	第三十六、皇極
第三十七、孝德	第三十八、齋明	第三十九、天智	第四十、弘文
第四十一、天武	第四十二、持統	第四十三、文武	第四十四、元明
第四十五、元正	第四十六、聖武	第四十七、孝謙	第四十八、淳仁

第四十九、稱德	第五十、孝仁	第五十一、桓武	第五十二、平城
第五三、嵯峨	第五四、淳和	第五五、仁明	第五六、文德
第五七、清和	第五八、陽成	第五九、光孝	第六十、宇多
第六一、醍醐	第六二、朱雀	第六三、村上	第六四、冷泉
第六五、圓融	第六六、花山	第六七、一條	第六八、三條
第六九、後一條	第七、後朱雀	第七一、後冷泉	第七二、後三條
第七三、白河	第七四、堀河	第七五、鳥羽	第七六、崇德
第七七、近衛	第七八、後白河	第七九、二條	第八十、六條
第八一、高倉	第八二、安德	第八三、後鳥羽	第八四、土御門
第八五、順德	第八六、仲恭	第八七、後堀河	第八八、四條
第八九、後嵯峨	第九、後深草	第九一、龜山	第九二、後宇多
第九三、伏見	第九四、後伏見	第九五、後二條	第九六、花園
第九七、後醍醐	北朝、光嚴	北朝、光明	第九八、後村上

●大日本帝王曆代表

北朝、崇光 北朝、後光嚴 第九九、後龜山 北朝、後圓融
 第一百、後小松 第一百一、稱光 第一百二、後花園 第三後土御門
 第一百四、後柏原 第一百五、後奈良 第一百六、正親町 第一百七、後陽成
 第一百八、後水尾 第一百九、明正 第一百十、後光明 第一百十一、後西院
 第一百十二、靈元 第一百十三、東山 第一百十四、中御門 第一百十五、櫻町
 第一百十六、桃園 第七、女帝 後櫻町 第一百十八、後桃園 第一百十九、光格
 第一百二十、仁孝 第一百廿一、孝明 第一百廿二、今上皇帝

●明治帝譜

今上皇帝 孝明天皇 第二子 嘉永五年壬子九月廿二日
 聖誕 萬延元年庚申六月十日
 立太子 慶應二年丁卯正月三日
 踐祚 明治元年戊辰八月廿七日
 即位

皇后 藤原美子

御父從一位一條忠養公

御母伏見順子女王

誕日 嘉永三年庚戌四月十七日

御實母從二位藤原慶子

實算 明治十九年三十四年

皇太后 藤原夙子

御父准三后九條尙忠公

御母唐橋在照女 藤原經子

誕日 天保四年癸巳十二月十三日

父從一位中山忠能公

母松平壹岐守清女

誕日 天保六年乙未十一月廿八日

●大日本官幣神社表

●官幣大社

伊勢大神宮 伊勢度會郡宇治鄉鎮座
 全豐受大神宮 同山田鎮座
 賀茂御祖神社 山城愛宕郡下加茂
 賀茂別雷神社 同上加茂
 男山八幡宮 同八幡
 松尾神社 同葛野郡

大神神社 大和城上郡三輪
 大和神社 同山邊郡
 石上神社 同山邊郡
 春日神社 同添上郡奈良
 廣瀨神社 同廣瀨郡
 龍田神社 同平群郡

●大日本官幣神社表

平野神社	同葛野郡平野郷ニ在	丹生川上神社	同吉野郡
稻荷神社	同紀伊郡和泉大鳥郡	牧岡神社	河内河内郡
大鳥神社	和泉大鳥郡	日吉神社	近江滋賀郡
住吉神社	攝津住吉郡	日前神社	紀伊名草郡
生國魂神社	同東成郡高津	國懸神社	同
廣田神社	同武庫郡	出雲神社	出雲神門郡
氷川神社	武藏足立郡	宇佐神社	豐前宇佐郡
安房神社	安房安房郡	霧島神社	大隅噲吹郡
香取神社	下總香取郡	伊奘諾神社	淡路津名郡
鹿島神社	常陸鹿島郡	伊奘諾神社	淡路津名郡
三島神社	伊豆君澤郡	八阪神社	山城愛宕郡
熱田神社	尾張愛知郡	白峯宮	京都市ニ在 同今出川
鹿兒島神社	大隅國		

水無瀬宮	攝津島上郡	鵜戸神社	日向
鎌倉宮	相模鎌倉郡	官幣別格社	
井伊谷宮	遠江引佐郡	豐國神社	山城京都市ニ在 豐臣秀吉公靈ヲ祭ル
梅宮神社	山城葛野郡	湊川神社	攝津神戶市ニ在 橋正成ノ靈ヲ祭ル
貴船神社	同愛宕郡	談山神社	大和國 藤原鎌足ノ靈ヲ祭ル
大原野神社	同乙訓郡	靖國神社	東京市 勤王士ノ靈ヲ祭ル
吉田神社	同愛宕郡	名和神社	備後國 名和長年ノ靈ヲ祭ル
北野神社	同葛野郡	藤島神社	越前國 新田義貞ノ靈ヲ祭ル
官幣小社		安部神社	攝津國安部野ニ在
札幌神社	石狩札幌郡	赤間神社	長門國赤間關ニ在
建勳神社	内山村 織田信長ノ靈ヲ祭ル	護王神社	山城國京都市ニ在 和氣清麿ノ靈ヲ祭ル
東照宮	下野國 德川家康ノ靈ヲ祭ル		
菊地神社	肥後國 菊池武光ノ靈ヲ祭ル		

●大日本官幣神社表

●年中大祭日表

四方拜	一月一日	元始祭	一月三日
孝明天皇祭	一月三十日	紀元節	二月十一日
春季皇靈祭	三月廿一日	神武天皇祭	四月三日
秋季皇靈祭	九月廿三日	神嘗祭	十月十七日
天皇節	十月三日	新嘗祭	十一月廿三日

●大陽曆月ノ大小表

一月大	卅一日	二月小	<small>平廿八日 閏廿九日</small>	三月大	卅一日
四月小	三十日	五月大	三十一日	六月小	三十日
七月大	三十一日	八月大	三十一日	九月小	三十日
十月大	三十一日	十一月小	三十日	十二月大	三十一日

●憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同シ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サシ皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ顧リミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜シ

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

十

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ノ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメンコトヲ願ヒ又其

ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十四日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スノ必要ナル時宜チ見ルニ至

ヲハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘシ
朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラシ

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲
緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘ
キ勅令ヲ發ス

此勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於
テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコト

公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保
持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ
發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武
官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモ
ノハ各其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス(戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム)

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク
文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有
ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ
有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自
由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問

處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受ク
ルノ權ヲ奪ハルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許
諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ
秘密ヲ侵サルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務
ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集
會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ノ停會セラレヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ

院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲グルモノ、外内
部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表
ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ
演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一
般ノ法律ニ依リ處分セラレヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪
ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラレ、コトナ
シ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス
凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其

ノ職ヲ免セラル、コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ヲ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ

之ヲ定ムヘシ但シ報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ
收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナ
ルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ
舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協
贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキ
ハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支
出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結

果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意

ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費

トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算

ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ

於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハ

サルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ

承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ

至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スル

コトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヰタルニ拘ラズ此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

○登記法

朕登記法を裁可し。茲に之を公布せしむ。

御名 御璽

明治十九年八月十一日

内閣總理大臣伯爵	伊藤博文
内務大臣伯爵	山縣有朋
大藏大臣伯爵	松方正義
司法大臣伯爵	山田顯義

法律第一號

登記法

第一章 總則

第一條 地所建物船舶の賣買讓與質入書入の登記を請んとする者は本法に従ひ地所建物は其所在地船舶は其定繫場の登記所を

登記を請ふ可し

第二條 地所建物船舶の賣買讓與質入書入の登記は始審裁判所長之を監督す可し

第三條 登記事務は治安裁判所に於て之を取扱ふものとす治安裁判所遠隔の地方に於ては郡區役所其他司法大臣指定する所に於て之を取扱はしむ

第四條 登記所の位置及其管轄の區域は司法大臣之を定む

第五條 登記官吏は登記事務取扱に付ては始審裁判所長の監督を受くるものとす

第六條 登記簿に登記を爲さる地所建物船舶の賣買讓與質入書入は第三者に對し法律上其効なきものとす

第七條 地所建物船舶の賣買讓與質入書入に付き登記す可き概目左の如し

- 第一 地所は郡區町村名、字番地、地目、反別若くは坪數地券面の價格
- 第二 建物は郡區町村名、字番地、地目、構造の種類、建坪造作の有無
- 第三 西洋形船舶は汽船、風帆船の區別、船名、番號、登簿噸數、公稱馬力、汽機及汽罐の種類、端船其他必要の所屬品
- 第四 日本形船舶は船名、番號、積石數、間數、端船其他必要の所屬品
- 第五 登記の事由
- 第六 金額
- 第七 質入書入は其期限及利息
- 第八 所有者及登記を受くる者の氏名住所
- 第九 一筆の地所又は一棟の建物を區別し、賣買讓與質入書入を爲すときは其事實
- 第十 二番以後の書入を爲し又ハ書入は爲したるものを質入と

爲し質入に爲したるものを書入と爲すときは其事實

- 第十一 登記の年月日
- 第八條 登記を請ふ者あるときは登記官吏直に前條の概目を審査して登記簿に登記し、本人に之を示し又は讀聞せたる上、本人をして署名捺印せしめ、且之に署名捺印す可し
- 第九條 地所、建物、船舶に關する差押假差押差留假差留假處分及地所建物の收益差押に付ては、裁判所の命令書に依り登記簿に其記入を爲す可し
- 前項の記入は裁判所の命令あるときに非されは之を取消すことを得す
- 第十條 登記は第十五條第二項及第十六條第十七條第十八條を除くの外契約者雙方の請求若くは裁判所の命令あるときに非されは之を爲し又は變更し又は取消すことを得す

第十一條 登記の謄本又は抜書又は一覽を要する者は其登記所に出頭して之を請求することを得

第十二條 登記官吏の職務執行上に關し不服ある者は管轄始審裁判所に抗告することを得

第十三條 登記に關する取扱の手續及登記簿の書式は司法大臣之を定む

第二章 賣買讓與

第十四條 地所建物船舶の賣買讓與に付き登記を請ふときは契約者雙方出頭し其證書を示す可し

前項の場合に於て其物件質入書入中に係るときは買受人讓受人に於て之を了知せる旨を申出其記入を請ふ可し

第十五條 家督相續を因り地所建物船舶の登記を請ふときは雙方出頭し其證書を示す可し

死亡者失踪者若くは離縁戸主の遺留したる地所建物船舶を相續する者登記を請ふときは親屬又親屬なきときは近隣の戸主二名以上連署の書面を差出し且證明書類あるものは之を示す可し

第十六條 行政官廳の公賣處分に因り地所建物船舶の所有權を得たる者登記を請ふときは落札達書及其代金完納の證書を示す可し

第十七條 官有の地所建物船舶の拂下又は無代價下渡を受け登記を請ふときは其指令の本書若くは達書を示す可し

第十八條 民有の地所建物船舶と官有と爲したるときは其官廳は第七條の概目を示して登記を求む可し

第十九條 裁判執行上の糶賣若くは入札に因り地所建物船舶の所有權を得たる者あるときは裁判所の命令に依り其登記を爲す可し

第二十條 地所船舶賣買讓與の登記を受け地券鑑札の下付若くは書換を請んとする者は登記所より登記済の證を受く可し

第三章 質入書入

第二十一條 地所建物船舶の質入書入に付き登記を請ふときは契約者雙方出頭し其證書を示す可し

貸借の爲めに非ずして義務を果す可き保證の爲め地所建物船舶を質入書入と爲し其登記を請ふ者モ亦前項の規定に依る可し

第二十二條 書入の地所建物船舶を重ねて書入と爲すときは第二債主に於て之を了知せる旨を申出其記入を請ふべし書入と爲りたる地所を質入と爲し又は質入と爲りたる地所を書入と爲すときは亦同し

第二十三條 質入書入契約の全部若くは一部の解除又は變更に付き登記を請ふときは契約者雙方出頭し其證書を示す可し

第二十四條 同一の地所建物船舶に付き數個の登記を爲すときは其登記を請ふ日時の前後に因り登記の順序を定むるものとす

第四章 登記料及手数料

第二十五條 地所建物船舶賣買の登記に付ては其買受人左の賣買代價の區別に従ひ每一件に其登記料を納む可し

賣買代價

登記料

五圓未満

五錢

五圓以上

拾錢

拾圓未満

拾圓以上

貳拾五錢

貳拾五圓未満

貳拾五圓以上

五拾錢

五拾圓未満

登記法

五十圓以上	壹圓
百圓未滿	
百圓以上	貳圓
貳百圓未滿	
貳百圓以上	三圓
三百圓未滿	
三百圓以上	四圓
四百圓未滿	
四百圓以上	五圓
五百圓未滿	
五百圓以上	六圓
七百五十圓未滿	
七百五十圓以上	七圓
千圓未滿	
千圓以上	八圓
千五百圓未滿	

千五百圓以上	九圓
貳千圓未滿	
貳千圓以上	拾圓
五千圓未滿	
五千圓以上	拾貳圓
壹萬圓まで	
以上五千圓まで毎に貳圓を増加す	

第二十六條 地所建物船舶讓與の登記に付ては其讓渡人讓受人に於て時價相當の價格を定め前條に掲ぐる金額の區別に従ひ毎一件に其讓受人より登記料を納む可し

第二十七條 地所建物船舶質入書入の登記に付ては其質入人書入人は第二十五條に掲ぐる金額の區別に従ひ毎一件に其登記料の半額を納む可し但一件に付き金五錢より下すことを得す

第二十八條 第廿一條第二項の登記に付ては價格を定め前條の

例に依り其登記料を納む可し

第九條第一項の記入に付ては其價格の定まりたる物件は其價格又其價格の定まらざる物件は時價相當の價格を定め前條の例に依り其登記料を納む可し

第二十九條 第十五條の登記に付ては時價相當の價格を定め第二十五條に揚ぐる金額の區別に従ひ每一件に其登記料の五分一と納む可し但一件に付き金五錢より下すことを得ず

第三十條 左に掲ぐる者は手数料として金五錢を納む可し

第一 登記事件の取消又は其變更の登記を請ふ者は每一件

第二 登記の謄本若くは抜書を請ふ者は每一枚

第三 登記の一覽を請ふ者

第三十一條 左に掲ぐる者は登記料及手数料を要せず

第一 官廳の請求に係る登記

第二 公立の學校病院公園及養育院に係る登記

第三 社寺堂宇及墳墓地に係る登記

第四 人民共有の用悪水路溜池敷堤敷井溝敷及公衆の用に供する道路に係る登記

第三十二條 登記所に於て第廿五條第廿六條第廿八條第二項及第廿九條に従ひ届出たる價格を不相當と認むるときは其事件に關係なき者三名を選ひ之を評價人と爲して其價格を評定せしむ可し

第三十三條 評價人の評定したる價格届出の價格より増加するときは其評價に關する費用は其登記料と納むる者之を負擔す可し若し其價格届出の價格と同價又は低下あるときは該費用は其登記所に於て之を支辨す可し

第三十四條 評價人に選ばれたる者は正當の事由なくして之を

辭することを得ず

第三十五條 評價人の日當は登記所の見込を以て一日金貳拾錢より五拾錢までを給す可し

第五章 罰則

第三十六條 詐偽の所爲を以て登記料を減脱し及之に通謀したる者二圓以上百圓以下の罰金に處す

第三十七條 本法に依り罰金に處する者は刑法の不論罪及減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひず

附則

第三十八條 明治十年第二十八號布告船舶賣買書入質手續同十三年第五十二號布告土地賣買讓渡規則同十四年第三十號布告地券證印稅則其他從前の法律規則中本法に牴觸するものは本法施行の日より廢止す

第三十九條 地所賣買讓與荒地起返開墾鍬下年期明等總て地券下付書換に係る手續及其手数料は大藏大臣之を定む

第四十條 登記所の登記簿に未だ登記せざる地所建物船舶に付き登記を請ふ者は地所建物は其所在地船舶は其定繫場の戸長の證書を以て其所有者たること及其物件に故障なきことを示す可し

第四十一條 本法は明治二十年二月一日より之を施行す

○公證人規則

朕公證人規則を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治十九年八月十一日

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文
司法 大臣伯爵 山田顯義

法律第二號

公證人規則

第一章 總則

第一條 公證人は人民の囑託に應し民事に關する公正證書を作るを以て職務と爲す

第二條 公證人は法律命令に背きたる事件の公正證書又は他の官吏の作る可き公證書類を作ることを得ず若し之を作りたると

きは公正の効を有せず

第三條 公證人の作りたる公正證書は完全の證據にして其正本に依り裁判所の命令を得て執行する力あるものとす但刑事裁判所に偽造の訴あるときは其證書の執行を中止す可し又民事裁判所へ偽造の申立あるときは其證書の執行を中止することを得

第四條 公證人は治安裁判所の管轄地を以て受特區とし其區内に於て司法大臣の認可を受けたる町村内に住居し其居宅へ役場を設け役場へ於て職務を行ふ可し但役場外に住居せんとするときは管轄始審裁判所の認可を受く可し

己を得ざる事件に付ては受特區内に限り役場外に於て其職務を行ふ可し

第五條 各區内公證人の員數は司法大臣之と定む

第六條 公證人は司法大臣に隸屬し控訴院長始審裁判所長の監

督を受くるものとす

第七條 公證人其受持區内に於ては區外人の爲めにも職務を行ふ可し但受持區外に於ては何人の爲めにも職務を行ふことを得ず若之を行ひたるときは其書類は公正の効を有せず

第八條 公證人は理由なくして人民の囑託を拒むことを得ず若し之と拒みたるるとき囑託人の求めあれば其理由を記して渡す可し

第九條 公證人の職務執行上に關し不服ある者は管轄始審裁判所に抗告することを得

第十條 公證人は公證人何某と刻したる方六分の役印を作り其印鑑に氏名を手書し之を管轄始審裁判所及治安裁判所に差出す可し

前項の印鑑を差出さるる間は職務を行ふことを許さず若し之と

行ひたるときは其書類は公正の効を有せず

第十一條 公證人已むを得ざる事故ありて職務を行ふこと能はざるときは近隣の公證人に代理を囑し管轄始審裁判所に其旨を届出可し

第十二條 公證人は筆生を置き書類を作る補助を爲さしむることを得

第十三條 公證人の作る證書及謄本の用紙は某始審裁判所管内公證人役場と刻したる野紙を用ふ可し

第十四條 公證人の取扱ふ可き書類左の如し

第一 原本 證書の本紙にして公證人の保存するもの
第二 正本 原本の全文を記したるものにして本文義務の執行を裁判所に願出可き旨を其末尾に記載したるもの

第三 抄録正本 原本の一部分を記し其末尾に前項と同一の記

載あるもの

第四 正式謄本 原本の全文を寫したるものにして原本に代へ得可きもの

第五 抄録正式謄本 原本の一部分を抄寫したるものにして原本に代へ得可きもの

第六 謄本 原本の全文を寫したるもの

第七 抄録謄本 原本の一部分を抄寫したるもの

第八 見出帳 日々授受したる書類の番號種類等を順次に記入するもの

第十五條 原本其他書類の本書は役場に之を保存し他の官吏の公證を受くる爲めの外裁判所の命令に依るに非されは役場外に出すことを得ず

第十六條 裁判所の命令に依るの外關係外の者に書類の謄本を

渡す可からず

第十七條 公證人は其取扱ひたる公證事件を漏洩す可からず

第二章 公證人の選任及試験

第十八條 公證人たる可き者は左の件々を具備するを要す

第一 満二十五歳以上ある事

第二 身元保證金を管轄始審裁判所に差入るゝ事

第三 定式試験の及第證書を有する事但裁判官檢察官たりし者及法學士法科大學卒業生代言人は此條件を要せず

第四 丁年者二名以上にて其品行を保證する證書を有する事
第十九條 保證金の額は土地の狀況に従ひ二百圓以上五百圓以下に於て豫め司法大臣之を定む

第二十條 左に掲ぐる者は公證人たることを得ず

第一 公權剝奪若くは停止中の者

第二 盜罪詐偽罪賄賂收受の罪及贓物に關する罪を犯之刑を受けたる者

第三 身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者

第四 官吏懲戒令に依り免職せられたる者

第二十一條 公證人を試験する場所及期日は司法大臣之を定め少くとも二箇月前に告示す可し

第二十二條 試験委員は控訴院若くは始審裁判所の裁判官二名檢察官一名とし司法大臣臨時之を命す

第二十三條 試験の科目は公證人規則民法訴訟法商法其他公證人の職務に關する法律命令とす

第二十四條 公證人たらんと欲する者は願書に試験及第證書の寫を添へ管轄始審裁判所若くは控訴院を経て司法大臣に差出す可し但裁判官檢察官たりし者は其官記法學士は其學位記法科大學

卒業生は其卒業證書代言人は其免許狀を以て及第證書に代ふることを得

第二十五條 公證人は司法大臣之を任す

第二十六條 試験の方法は筆記口述の二種とす筆記試験に合格せざる者は口述試験を受くることを得す

第二十七條 試験及第者には及第證書を授與す

第三章 證書

第一節 證書の原本

第二十八條 公證人證書を作るには其囑託人の氏名を知り面識あるを必要とし且丁年者一名の立會人を要す之に違ひたるときは其證書は公正の効を有せず

公證人囑託人の氏名を知らず面識なきときは其本籍或は寄留地の郡區長若くは戸長の證明書又は公證人氏名と知り面識ある丁

年者二人以上を以て其人を證せしむ可之に違ひたるときは其證書は公正の効を有せず

第二十九條 左に掲ぐる者は立會人たることと得ず

第一 公證人及囑託人の親屬雇人又は公證人の筆生

第二 第二十條に掲げたる者

第二十條 證書には其本旨の外左の件々を記載す可し

第一 囑託人及立會人の族籍住所職業氏名年齢

第二 囑託人代理人あるときは委任狀を所持したること及其本人の族籍住所職業氏名年齢

第三 囑託人後見人あるときは後見人たるの證書を所持したる

まゝ及其本人の族籍住所職業氏名年齢

第四 郡區長戸長の證明書と以て證したるときは其言又證人と要したるときは其族籍住所職業氏名年齢

第五 證書を作りし場所及其年月日若し場所を記せず又は年月日の記入を遺脱したるときは其證書は公正の効を有せず

第三十一條 證書を作るには普通平易の語を用ひ字畫明瞭あるを要す

接續す可き字行に空白あるときは墨線を以て之を接續す可き數量並に年月日を記するには壹貳參肆伍陸漆捌玖拾陌阡萬の字を用ふ可き

第三十二條 度量衡貨幣の數量名稱及曆法は法律の定むる所に從ひ之を記す可し

既に廢したる度量衡貨幣曆法又は外國の度量衡貨幣曆法を記せざるを得ざる場合に於ては之を用ふることを得

第三十三條 證書に追加改正を爲すときは其文字並に何行に追加改正を爲したることを欄外又は末尾の餘白に附記し公證人並

に關係人捺印す可し又文中消字を爲すときは其原字の尙ほ明か
く讀得可きことを要す且何行に若干字を消したることを欄外又
は末尾の餘白に附記し公證人並に關係人捺印す可し之に違ひた
るときは追加改正消字の効を有せず

第三十四條 證書を作りたるときは關係人に讀み聞せ其旨を記
入し然る後に公證人並に關係人各自署名捺印し公證人は某治安
裁判所管内某地住居と肩書す可し

公證人並に關係人の署名捺印なきときは其證書は公正の効を有
せず

若し署名する能はざる者あるときは明治十年第五十號の布告に
従ふ可し之に違ひたるときは其證書は公正の効を有せず

第三十五條 證書の綴目合目には公證人並に囑託人々に捺印す
可し

第三十六條 公證人は自己及親屬の爲めに證書を作ることを得
ず其親屬他人の代理人たるときも亦同し之に違ひたるときは其
證書は公正の効を有せず

第三十七條 公證人若し囑託人の爲め訴訟代人若くは代理人と
爲り又は爲りたることあるときは其訴訟事件に付き證書を作る
ことを得ず之に違ひたるときは其證書は公正の効を有せず

第三十八條 公證人は自己親屬立會人又は證人の爲めに利益あ
る條件を證書中に記す可からず若し之を記したるときは其條件
は無効とす

第三十九條 公證人は證書の原本を保存す可し若し之を保存せ
ず又は亡失したる場合に於て第四十七條の手續を爲さざるときは
其證書は公正の効を有せず

第四十條 囑託人若し代理人又は後見人あるときは其委任狀又

は其證書の寫を原本に連続す可し其寫には本書と對照し相違なき旨を附記し公證人並に關係人署名捺印し其寫と本書とに割印す可し

第四十一條 證書に關係の書類は之を原本に連続することを得之を連続したるときは其旨を原本の欄外又は末尾に附記し公證人並に關係人捺印す可し

第四十二條 原本には證券印稅規則に定めたる印紙を貼用す可し

第二節 正本及謄本

第四十三條 正本は數量の定りたる金銭其他換用物若くは有價證券の支辨に限り權利者の請求に依り之を渡す可し之に違ひたるときは正本の効を有せず

正式謄本及抄録正式謄本は權利者の請求に依り之を渡す可し

第四十四條 正本又は正式謄本は原本と同時に又は原本を作りたる後に於て之を作るよとを得原本と同時に作るときは關係人の面前に於てし原本を作りたる後に作るときは更に義務者の立會を以てす可し義務者出席せらるときは正本又は正式謄本を求むる者より管轄始審裁判所に出願し其命令に依て他の公證人一員又は裁判所の裁判官檢察官又は書記一員の立會を以て之を作る可し之に違ひたるときは其効を有せず

裁判所の命令に依て正本又は正式謄本を作りたるときは其末尾并に原本の末尾に其旨を附記し其命令書は之を原本に連続す可し

第四十五條 正本又は正式謄本を作るときは第三十一條第三十三條第三十四條第三項及第三十五條の規定に依る可し

正本又は正式謄本には權利者の氏名並に之を作りたる年月日及

場所を記し公證人並に義務者署名捺印す可し前條第一項の場合に於ては公證人及他の公證人又は裁判所の官吏署名捺印す可之に違ひたるときは其効を有せず

第四十六條 正本又は正式謄本を渡したるときは原本を末尾に其旨と年月日とを附記し権利者をして署名捺印せしむ可し

第四十七條 正本又は正式謄本は原本の亡失したるとき管轄始審裁判所の認可を経之を原本として保存す可し

第四十八條 數事件を列記し數人各自に關係を異にする證書は権利者の請求に依り其有用の部分を抄録して正本又は正式謄本を作ることを得

正本又は正式謄本を渡したる者には更に抄録正本又は抄録正式謄本を渡す可からず又抄録正本又は抄録正式謄本を渡したの者には更に正本又は正式謄本を渡す可からず之を渡すと雖も其効

を有せず

第四十九條 正本又は正式謄本は管轄始審裁判所の命令あるに非されは再度之を渡すことを得ず之を渡すと雖も其効を有せず再度以上正本又は正式謄本を得んと欲する者は其事由を具して管轄始審裁判所に願出つ可し管轄始審裁判所は原本を保存する公證人に其正本又は正式謄本を渡す可きことと命することある可し

其正本又は正式謄本には幾度の正本又は正式謄本あることを末尾に附記し公證人署名捺印す可し之に違ひたるときは其効を有せず

第五十條 抄録正本又は抄録正式謄本は總て正本又は正式謄本と同一の手續に依り之を作る可し其効力も亦同し

第五十一條 證書の謄本及其附屬書類の寫は關係人の求めに應

し之を渡す可し

第五十二條 謄本には原本の全文を寫し其末尾に謄本と記し公證人署名捺印す可し

第五十三條 抄録謄本には原本の年月日及囑託人の族籍住所職業氏名を記し末尾に抄録謄本と記し公證人署名捺印す可し

第五十四條 管轄始審裁判所の命令に依り關係外の者に謄本を渡したるときは其命令書と原本に連綴し末尾に命令書を受けたる旨并に年月日を附記し受取人をして署名捺印せしむ可し

第三節 見出帳

第五十五條 公證人は見出帳を作り記入前管轄始審裁判所に差出し綴目合目に其所長の官印を受く可し

第五十六條 見出帳には日々取扱ひたる書類中より第三十一條及第三十三條の規定に従ひ左の件々を記入す可し

第一 囑託人の住所氏名

第二 書類の番號種類

第三 書類を取扱ひたる年月日

第四節 兼任及書類の授受

第五十七條 公證人死去失踪免職辭職轉職又は他の役場に轉して直に後任者の命せられざる場合又は停職の場合に於ては管轄始審裁判所は近隣の公證人に命じて其事務を兼任せしむ可し

役場を廢したるときは書類の引繼を近隣の公證人に命ず可し
第五十八條 前條の場合に於て兼任者なきとき其他必要と見認むる場合に於ては管轄始審裁判所は直に其役場の書類に封印を爲す可し

第五十九條 公證人免職辭職又は他の役場に轉したる場合に於ては後任者又は兼任者は前任者と立會ひ書類の提要目錄を作り

共に署名捺印して授受す可し
死去失踪其他の事故に因り引渡人なき場合に於ては後任者又は兼任者は管轄始審裁判所の官吏と立會ひ提要目錄を作り受取る可し

書類封印後に命せられたる後任者又は兼任者は管轄始審裁判所の官吏と立會ひ封印を解き提要目錄を作り受取る可し
後任者又は兼任者は提要目錄を作りたる日より一月以内に其目錄の寫一通を管轄始審裁判所に差出す可し

第六十條 公證人停職の場合に於ては兼任者は第五十九條の手續を爲すに及ばず書類の保存は停職者之を擔當す可し

兼任者は停職者の役場に於て其職務を行ふ可し

第六十一條 兼任者引繼の書類を更に他の公證人に引渡すときは其命を受けたる日より三日以内に自己の引繼さたるべきの目

録に依て引渡を爲し其始末書を作り受繼人と共に署名捺印す可
受繼人は始末書を作りたる日より一月以内に其寫一通を作り管轄始審裁判所に差出す可し

第六十二條 停職者復任するときは管轄始審裁判所より兼任者に解任を命す可し

第六十三條 前任者の作りたる原本に依て後任者正本又は謄本を渡すときは其受繼人たる旨を附記す可し

本任者の作りたる原本に依て兼任者正本又は謄本を渡すときは兼任者たる旨を附記す可し

第四章 手数料及旅費日當

第六十四條 公證人は此章に定めたる程限に従ひ囑託人より手数料及旅費日當を受くることを得

第六十五條 手数料は原本一枚に付き貳拾五錢正本及謄本は一

枚に付き拾錢但一行二十字二十行を以て一枚とし十行以上は一枚十行以下は半枚を以て算す

第六十六條 囑託人の求めに依り先づ證書の草案を渡し後其原本を作りたるときは草案の手数料を別に請求することを得す但其原本を作らざるときは原本手数料の半額を受くることを得

第六十七條 公證人其役場より一里以外の地に往て職務を行ふときは往返とも旅費として一里毎に貳拾錢を受くることを得其職務を行ふ爲め或は災變の爲めに其場所又は途中に滯留するときは日當七拾錢を受くることを得

第六十八條 兼任者本任者に代りて其職務を行ふときは其手数料は總て兼任者之を受く可し

第六十九條 手数料の外證券印紙並に罫紙の代價は囑託人より之を受くることを得

第七十條 囑託人の求めあるときは手数料等の計算書を與ふ可し

第七十一條 手数料等に係り争ひの生じたるときは其金額に拘はらず管轄始審裁判所に訴ふ可し

第五章 懲罰

第七十二條 公證人此規則を犯したる時は管轄始審裁判所に於て第七十三條より第七十六條までに定めたる規定に依り處分す可し

第七十三條 左の違犯は五拾錢以上壹圓九十五錢以下の過料に處す

第八條に違ひたる時

第十一條に違ひたる時

第十三條に違ひたる時

第三十條の第一第二第三第四の規定に違ひたる時
 第三十一條の第二項又は第三項に違ひたる時
 第三十二條の第一項に違ひたる時
 第三十四條の第一項に違ひ讀聞せしことを記入せず又は肩書を
 爲さざりし時
 第三十五條に違ひたる時
 第四十條に違ひたる時
 第四十一條に違ひたる時
 第四十二條に違ひたる時
 第四十四條の第二項に違ひたる時
 第四十六條に違ひたる時
 第五十二條に違ひたる時
 第五十三條に違ひたる時

第五十四條に違ひたる時
 第五十五條に違ひたる時
 第五十九條の第四項に違ひたる時
 第六十一條に違ひたる時
 第六十三條に違ひたる時
 第七十四條 左の違犯は貳圓以上五圓以下の過料に處す
 第四十三條に違ひたる時
 第四十四條の第一項に違ひたる時
 第四十五條の第二項に違ひたる時
 第四十八條の第二項に違ひたる時
 第四十九條の第一項又は第三項に違ひたる時
 第七十五條 左の違犯は五圓以上三拾圓以下の過料に處す
 第二條に違ひたる時

第七條に違ひたる時
第十條の第二項に違ひたる時
第二十八條に違ひたる時
第三十條の第五の規定に違ひたる時
第三十三條に違ひたる時
第三十四條の第二項又は第三項に違ひたる時
第三十六條に違ひたる時
第三十七條に違ひたる時
第三十八條に違ひたる時
第三十九條に違ひたる時
第七十六條 左の違反は一月以上四月以下の停職に處す
第四條の第一項に違ひたる時
第十五條に違ひたる時

第十六條に違ひたる時
第十七條に違ひたる時
第七十七條 公證人前數條に掲げたる懲罰處分に對し不服あるときは管轄控訴院に抗告することを得但抗告は其處分の執行を停止するの効力なきものとす
第七十八條 公證人停職に當る所爲三度に及ひたるときは司法大臣其職を免す
第二十條の第一第二第三に記載したる處分を受け又は身元保證金を差入れざるるとき亦前項に同じし
第七十九條 公證人此規則を犯したるに依り他人に損害を生ぜしめたるときは之を賠償す可し

○附 録

第一 公證人規則施行條例

○司法省令甲第二號 明治十九年八月三十日

今般法律第二號を以て公證人規則制定相成候に付施行條例左の通之を定む

公證人規則施行條例

第一條 公證人は一受持區に五名以下を置くものとす

若し公證人の員數不足するときは受持區に依りては全く之を置かざることある可し

第二條 公證人は其受持區内に於て住居せんと欲する町村を定め其願書を始審裁判所に差出し控訴院を経て司法大臣の認可を請ふ可し

始審裁判所長及控訴院長は公證人より差出たる住居願に意見を附して之を司法大臣に送達す可し

司法大臣に於て公證人より願出たる住居を認可せざるときは直ちに其住居す可き町村を指定す

第三條 公證人既に住居の認可と受たる後火災其他の事故ありて他に轉居せんとするときも亦前條の手續に従ふ可し

第四條 公證人の役場には公證人某役場と記せる表札を掲ぐ可し

役場には成可く倉庫又は堅牢ある建物を以て書類保存の所と爲すを要し

書類は常に書箱に藏め非常持退の準備を爲し置く可し

第五條 公證人規則に従ひ試験を受けんと欲する者は試験願書履歷書を添へ試験期日の告示ありたるより試験期日一箇月前

までに試験を行ふ控訴院若しくは始審裁判所に差出す可し

試験願書及履歴書には本籍區長若しくは戸長の奥書を受く可し
第六條 試験は各所同時に之を行ふものとす

第七條 試験委員は筆記試験の答按を調査し其合格不合格を決定したる後口述試験を行ふ可し

筆記試験に合格せざる者に付ては口述試験を行はす

第八條 試験問題答案の適否は試験委員の判断に決するものとす
試験の結果は筆記口述二種の總點に依り之を定む可し

第九條 試験委員は口述試験の大畧及試験全體の結果を記録に記載す可し

第十條 試験に及第したる者には試験委員の連署したる及第證書を授與す可し

試験を行ふたる控訴院若しくは始審裁判所は試験及第八名簿を

製し之に及第者の住所族籍氏名年齢及び及第の年月日を登録す可し

第十一條 試験委員は試験に關する一切の書類を其試験を行ふたる始審裁判所若しくは控訴院の長に差出す可し

始審裁判所に於て試験を行ふるときは其裁判所長は及第者に關する一切の書類に意見を附して控訴院に送致し控訴院長

も亦意見を附して司法大臣に差出す可し
控訴院に於て試験を行ふるときは前項の書類に控訴院長の

意見を附して司法大臣に差出す可し
第十二條 公證人たらんと欲する者は其願書に誠驗及第證書官

記學位記卒業證書又は免許狀の寫及丁年者二名以上にて品行を保證する證書を添へ之を差出す可し

試験及第證書を要せざる出願人は別に履歴書を添ふ可し

第十三條 公證人願を受たる始審裁判所の裁判所長及上席検事は出願人の身上に付品行の正否理財の整否等詳細の取調を爲し控訴院に送致し控訴院長及検事長も亦意見を附して之を司法大臣に差出す可し

第十四條 公證人願書を直ちに控訴院に差出たるときは控訴院長及検事長は前條の取調を爲し且つ意見を附し之を司法大臣に差出す可し

第十五條 公證人願書には其職務を行はんと欲する地を明記す可し

第十六條 司法大臣公證人を任するときには辭令書を其公證人の職務を行ふ可き地の管轄控訴院及始審裁判所を経て本人に下付す

控訴院及始審裁判所に於ては公證人名簿を備置き公證人に任

せられたる者の住所族籍氏名年齢及任地を記録す可し

第十七條 公證人に任せられたる者は身元保證金として現金又は相當の價格ある公債證書若くは日本銀行株券を管轄始審裁判所に納む可し

第十八條 公證人の納む可き身元保證金の額は左の如し

東京及大坂 金五百圓

他の地方に於ては

人口貳拾萬以上ある受持區 金四百圓

人口貳拾萬未満拾萬以上ある受持區 金三百圓

人口拾萬未満ある受持區 金貳百圓

前項の金額は人口に増減ありと雖も既に完納したるものは之を増減せず

第拾九條 公證人は身元保證金を管轄始審裁判所に完納せざる

間は其職務を行ふことを得ず

公證人任命の辭令書を受取たるより三十日以内に身元保證金を完納せざるときは公證人規則第七十八條第二項に依り司法大臣其職を免す

第二十條 公證人の身元保證金は公證人規則第五章に定めある過料其他賠償の抵保に充つるものとす

第二十一條 過料賠償其他の事故に依り身元保證金の全部又は一部を滅消したるときは管轄始審裁判所長は速に保證金を補充す可き旨を公證人に命す可し

公證人保證金を補充するまで始審裁判所長は假に職務執行の停止を命することを得此場合に於ては速に其旨を司法大臣に具申す可し

公證人保證金補充の命令を受け六十日を過ぎ之を補充せざる

ときは始審裁判所長は控訴院を経て司法大臣に具申し免職の處分を請ふ可し

第二十二條 公證人他の役場に轉する場合に於て其保證金に不足を生ずれば之を補充せしめ若し餘分あれば之を還付す可し

第二十三條 公證人其職務を罷たるときは身元保證金を還付す可し

第二十四條 公證人死去失踪し又は停職の處分を受けたるときは管轄始審裁判所は控訴院を經由し其旨を司法大臣に具申す可し

停職者復任したるときも亦前項の手續に従ふ可し

第二十五條 公證人死去失踪停職復任辭職免職又は轉職したる時は始審裁判所及控訴院は其旨を公證人名簿に記入す可し

第二十六條 公證人規則に定めある懲罰處分は民事裁判所之を

管轄し刑法及治罪法の例を用ひす

第二十七條 公證人試験願書式履歷書式及公證人願書式は左の如し

第一 公證人試験願書式

公證人試験願用紙美濃紙

族籍 戸主嗣子又ハ二
三男兄弟ノ別

氏名

年齢

私儀公證人試験相受度此段奉願候也

現住所

年月日

氏名印

某控訴院長誰殿又ハ某始審裁判所長誰殿

前書ノ通族籍年齢等相違無之候也

本籍

市長又ハ區長印

年月日

第二 履歷書式

履歷書料紙美濃紙

族籍

氏名印

年齢

一何年何月ヨリ何年何月迄縣府何某ニ就キ又ハ公私何學校何

塾ニ於テ何學修業

一何年何月何々職業仕官進退賞罰等
ニ關スル一切ノ件

一公證人規則第二十條ノ各項ニ相觸候儀一切無之候

年月日

氏名印

前書ノ通相違無之候也

附錄 公證人規則施行條例

本籍

區長又ハ局長印

年月日
第三 公證人願書式

公證人願用紙美濃紙

族籍 戶主嗣子又ハ二男兄弟ノ別

氏名

年 齡

私儀何縣何國某治安裁判所管下公證人受持區ニ於テ公證人ノ職務ヲ行ヒ度志願ニ有之候ニ付御登用被下度試験及第證書〔官記學位記卒業證書免許狀〕ノ寫及ヒ品行保證書相添此段奉願候也

現住所

年 月 日 氏 名 印

司法大臣誰殿

又

私儀何縣何國某治安裁判所管下及何縣何國某治安裁判所管下〔某始審裁判所管下又ハ某控訴院管下〕ノ内何レノ公證人受持區ニ於テナリトモ御命令ニ從ヒ公證人ノ職務ヲ行ヒ度志願ニ有之候ニ付御登用被下度試験及第證書〔官記學位記卒業證書免許狀〕ノ寫及ヒ品行保證書相添此段奉願候也

前後ノ式ハ前式ニ同シ

〔第二〕 抗告手續

○司法省令甲第三號 明治十九年十一月九日
今般法律第一號第二號を以て登記法及ヒ公證人規則制定相成候

附錄 抗告手續

に付其抗告手續左の通之を定む

抗告手續

第一條 登記官吏又は公證人の職務執行に關し抗告を爲す者は抗告狀を其登記官吏又は公證人に差出す可し

第二條 登記官吏又は公證人抗告狀を受取りたるときは其翌日より三日以内に意見を附し且つ關係書類の寫を添へ抗告狀を管轄始審裁判所に送致す可し

第三條 登記官吏又は公證人若し前條の期限内に抗告狀を管轄始審裁判所に送致せざるるとき又は急速を要する場合に於ては抗告者は直ちに管轄始審裁判所に抗告狀を差出すことを得
始審裁判所は抗告を受けたる登記官吏又は公證人をして意見書を差出さしめ及び關係書類を求むることを得

第四條 登記官吏又は公證人は其職務執行上に關し抗告を受け

たるときは其處分を停止す可し

第五條 抗告狀を受取たる管轄始審裁判所は書面に依り判定を爲す可し

始審裁判所は必要なりと認むる場合に於ては抗告者其他關係人に書面を以て答辨せしむることを得

第六條 始審裁判所は抗告の判定書を管轄治安裁判所に送致し之を登記官吏又は公證人及び抗告者に送附せしむ可し

始審裁判所に於て抗告を正當ありと判定したるときは登記官吏又は公證人は其判定に依り處分を更正す可し

第七條 公證人懲罰處分に對し不服ある者は其處分の翌日より起算し七日内に其處分を爲したる管轄始審裁判所に抗告狀を差出す可し

裁判所は其抗告を正當ありと認むるときは速に其不服の點を

更正す可し若し之を正當あらすと認むるときは第二條の期日内に意見を附し關係書類を添へ抗告狀を管轄控訴院に送致す可し

第八條 公證人懲罰處分に對する抗告に付ても亦第三條の手續に依ることを得

第九條 公證人懲罰處分に對する抗告狀を受取たる控訴院は第五條の手續に従ひ判定を爲す可し

第十條 控訴院は其判定書を處分を爲したる始審裁判所に送致し之を言渡さしむ可し

控訴院に於て抗告を正當ありと判定したるときは處分を爲したる始審裁判所は其判定に依り處分を更正す可し

第十一條 抗告の判定に對しては總て上訴を爲すを得ざるものとす

〔第三〕 登記請求手續

○司法省令甲第五號 明治十九年十二月三日

本年八月法律第一號を以て登記法創定に付き明治二十年二月以後登記を請ふ者は左の手續に依る可し

第一條 登記を請ふ者は第一號書式に準し登記の件目等を記載し實印を押したる名刺を登記所に差出す可し

登記簿の謄本若くは抜書又は登記簿の閲覽を請ふ者亦可し

第二條 後見人より登記を請ふときは後見人たるの證書を登記所に差出す可し

代人を以て登記を請ふときは代理の委任狀を付與し之を登記所に差出さしむ可し

第三條 初て登記を請ふ者は第二號書式に準て區戸長の證明したる印鑑を登記所に差出す可し

第四條 地所に付き初て登記を請ふ者は地券を登記官に示す可し但現に質入中の地所に付ては此限に在らず
船舶に付ては鑑札を示す可し但船舶に釘付したるものは此限に在らず

第五條 建物に付き登記を請ふときは其圖面と登記所に差出す可し

建物の圖面は邸地の形狀、坪數、(段別)方位、及び建物形狀、間尺、位署等を記し登記を受く可き建物の圖は墨引墨字と爲し登記外ある建物あるときは、其圖は朱引朱字と爲す可し、
建物の圖面には登記法第九條第十六條第十七條第十八條第十九條の場合を除くの外結約者雙方之に署名捺印す可し但同第十五條第二項の場合に於ては親屬又は近隣戸主之に連置す可し

地所船舶に付き圖面あるときも亦前項に定めたる署名捺印若くは連署を要す

第六條 地所を分割して賣買讓與し又は質入書入と爲すときは前條に準て其圖面を差出す可し

第七條 裁判執行上の糶賣若くは入札に因り地所建物船舶の所有權を得たる者其登記を請ひ又は地所建物船舶に關する差押、假差押、差留、假差留、假處分、及地所建物の收益差押に付き記入若くは取消を請ふには裁判所より其命令書を受け之を登記所に示す可し

裁判言渡に依り登記變更若くは取消を請ふとき亦前項に同し
第八條 登記法第三十二條に依り評價を要するときは登記所の命令に従ひ登記料を納むる者より評價費用の見積金額を豫納す可し

第九條 登記済の證を請ふ者は第三號書式に準し物件等を記載せる願書を登記所に差出す可し

第十條 登記を受たる物件の全部若くは一部毀壞燒失流亡等に依りて消滅したるときは其物件の所有者より登記を爲たる登記所に書面を以て其旨を届出つ可し但其物件質入書入又は差押差留等に係るときは債主又は差押差留等の權利者の連印を要す

地目變換の場合に於ても亦前項の例に準し届出を爲す可し

第十一條 船舶の定繫所を更改したるときは原登記所より登記簿の謄本を受け之を轉入地の登記所に差出し其登記を請ふ可し

同一の登記所に屬する町村に轉入したる場合お於ては其登記所に登記の變更を請ふ可し

第一號書式(用紙半紙半截)

住所

賣渡人氏名(印)

地所
建物
船舶

賣買(讓與)ニ付登記願

住所

買受人氏名(印)

此代價 金何圓

此登記料金何圓何錢

年月日

又ハ

何々質入ニ付登記願

此貸借金何圓

此登記料金何圓何錢

又ハ

家督 相續ニ付登記願

此價格金何圓

此登記料金何圓何錢

附錄 登記請求手續

又ハ

何々拂下ヲ得候ニ付登記願
此拂下代價金何圓
此登記料金何圓何錢

又ハ

何々登記ノ謄本又ハ拔書下付願
此手数料金何錢

又ハ

何々登記簿閱覽願
此手数料金何錢

又ハ

登記取消又ハ變更願
此手数料金何錢

他皆以上ノ例ニ倣ヒ各別ニ認ム可シ

第二號書式

(印鑑用紙竪五寸横一寸但厚紙ヲ用フ可シ)

印鑑證明願

區役所
又ハ戸
長役場
ノ印

印鑑

何國何郡何町何番地

何 某

右印鑑御證明被成下度奉願候也

明治何年何月何日

何國何郡何町何番地

何 某印

某區市長何某殿

右印鑑相違無之候也

明治何年何月何日

某區市長何

某官印

第三號書式甲

地所登記濟證下付願

何郡何町(村)字何
何番地
一田何段何畝步

地價金何圓

同郡同町(村)同字
何番地

一畑何畝步

地價金何圓

附錄 登記請求手續

右ノ地所今般何郡何町(村)何番地何某ヨリ讓受(買受)候ニ付
地券書換願出度候間登記濟ノ證御下付被成下度此段奉願候也

何郡何町(村)何番地

何 某印

某登記所

御中

登記濟所某登記印

明治何年何月何日

第三號書式乙

船舶登記濟證下付願

定繫所何
第何號(鑑札番號)

一西洋形船何々丸

檣 何本

長 何尺

幅 何尺

深 何尺

登簿噸數 何噸

公稱馬力 何程

汽機 何々

汽罐 何々

端船 何々

何々 何々

何々 何々

又ハ

定繫所何
第何號(札鑑番號)

一日本形船何々丸

附錄 登記請求手續

石數 何石積

長 何間

幅 何間

深 何間

端船 何艘

何々 何々

何々 何々

右ノ船舶今般何郡何町(村)何番地何某ヨリ買受(讓受)候ニ付
鑑札書換願出度候間登記濟ノ證御下付被成下度此段奉願候也

年月日

何郡何町(村)何番地

何 某印

某登記所

御中

登記 濟某登記所印

明治何年何月何日

(第四) 登記法取扱規則

○司法省訓令第三十二號 明治十九年十二月三日

裁判所 登記所

本年法律第壹號を以て登記法創定に付登記法取扱規則左の通之
を定む

登記法取扱規則

第一章 登記所印章及び登記簿

第一條 登記所は隸書を以て其署名を刻したる印章大小二顆を
調製し其印影を管轄始審裁所判に届け置く可し

第二條 登記簿は地所建物船舶を分ち別冊と爲す可し

登記簿は前項の外町村毎に冊を分て之を設く可し但し事件寡

小なる町村に付ては數町村を合せ一冊と爲すことを得此場合に於ては各町村毎に見出を付す可し

第三條 登記簿は一用紙毎に登記物件の番號を付し且其一用紙を表題登記簿用紙中物件の欄を設けたる所を云ふ以下準之及び甲乙丙の三區に分ち仍ほ其表題及び各區を數欄に分つものとす

其表題は登記法第七條の一二三四に掲けたる項目を登記するの所とす

其甲區は所有權の得有即ち賣買讓與等を登記するの所とす

其乙區は抵當即ち質入書入を登記するの所とす

其丙區は執行上の抵當即ち登記法第九條は記載したる諸件を記入するの所とす

第四條 登記簿は登記所の請求に因り始審裁判所長之を渡すものとす

登記所は凡一年間用ふべき登記簿の冊數及び各冊の枚數を見積り豫め前項の請求を爲す可し

第五條 登記簿は始審裁判所長其枚數を表紙の裡面に記載して之に氏名を署し官印を捺し且毎葉に契印す可し

第六條 町村の分合ありたる場合に於ては登記所は其旨を始審裁判所長に申告し更に分合せし町村に對する登記簿の下付を受く可し

前項の場合に於て舊登記簿其他之に屬する帳簿は現状の儘之を保存し已に登記しゆる事件の變更取消は其登記簿に登記す可し

第二章 登記手續

第七條 登記所に於ては受付帳を製し置き登記の出願若くは請求等の順序に従ひ之に其受付事件を記載し番號を付す可し

第八條 登記官は受付番號の順次に従ひ願人を取調へ又は請求書等を審査し且登記簿に就き本人の所有物件なることを確認し仍は質入書入又は差押差留等の記入の有無を調査し若し是等の登記あるときは之を本人に示したる上登記の手續と爲す可し

登記官は登記を爲す前本人の印影を検し區戸長の證明ある印鑑と符合するに非されは登記を爲す可らず

第九條 登記簿に未だ登記せざる地所建物船舶に付き初めて登記を爲す場合に於て治安裁判所及び郡役所にある登記所は地券鑑札及び所管の公簿並に登記法第四十條に記載する證書に依り戸長役場にある登記所に地券鑑札及び所管の公簿並に其戸長役場の公簿若しくは登記法第四十條に記載する證書に依り物件の所有者を確認し其物件に故障なきに於ては先づ登記簿

表題の部に其物件を記載し所有者をして之に認印せしめたる上各區に登記の手續を爲す可し

第十條 抵當を登記する場合に於て未だ物件及び所有者の登記あらざるときは前條の手續を爲したる上甲區中登記事由の欄内に書入若しくは質入の登記出願に付き何々の證書地券鑑札及び登記法第四十條に記載せし及ひ何々の公簿前條の公簿を云ふに依り記載せし旨を記し負債者即ち物件の所有者をして所有者の欄内に署名捺印せしめたる上乙區中に出願事件の登記を爲す可し

執行上の抵當を記入する場合に於て未だ所有者の登記あらざるときは登記官に於て前條及び本條前項の手續を爲し物件及び所有者の氏名を記載し其側に認印したる上丙區中に命令事件の記入を爲す可し但後日其物件に關し所有者より他の登記を出願したるときは所有者をして物件に認印し及び其氏名の

下に捺印せしむ可し

第十一條 登記物件の番號は初めて其物件を記載する毎に出願若くは請求の順序に従ひ之を付するものとす但其番號は町村毎に之を區別し仍は地所建物船舶を區別して之を付す可し同時に登記を求め且つ同一の所有者に屬する同種類の物件は同町村内に在りて且合録の爲め混雜を生ずるの憂あきに於ては之を同番號中に記載す可し若し其物件多數にして同番號中に記載する能はざるときは所有者の意見を聽き便宜分割して之を次の番號中に記載することを得

第十二條 一番號中に登記せし數物件を分ち又は一物件を割て賣買讓與するときは表題部中取消の欄内に其要領及び第何號に移したることを記載し分割したる物件は未だ登記を爲さざる用紙に記載して新番號を付し且第何號より移したること

を付記す可し其他の手續は通常の場合に同じし
前項の場合に於て舊番號中分割せられたる物件は之を朱抹す可し若し一物件を割きたるときは更に殘餘の現狀を記載す可し

數番號に登記せし物件を合併して賣買讓與するときは各番號中甲區登記事由の欄内に其旨を明記して登記を爲す可し

第十三條 一番號中の物件を分割して質入書入と爲し若くは差押差留等と爲すときは乙區若くは丙區の抵當事由欄内に何々の物件を質入書入若くは差押差留等と爲したることと明記して登記を爲す可し

數番號に屬する物件を合併して質入書入と爲すときは各番號中乙區抵當事由の欄内に其旨を明記して登記を爲す可し

第十四條 質入書入と爲りたる物件を賣買讓與するときは甲區

登記事由欄内に質受人讓受人に於て其質入書入中み係ることを了知せる旨を明記して登記を爲す可し

登記法第二十二條の場合に於ても亦前項の例に準據す可し

第十五條 物件を分割して賣買讓與する爲め第十二條の手續を爲す場合に於て新に番號を付すべき物件已に舊番號の物件と共に質入書入と爲りたるものあるときは新番號の表題部中物件を記載したる側に第何號舊番號の物件と連帶して抵當物とありたるものあることを付記す可し

其抵當を取消したる場合に於ては前項の付記を朱抹す可し

第十六條 質入書入の權を賣買讓與し相續の場合を除く又は他人に於て負債者の負債を辨濟して債主の權に代る等抵當權の他人に移りたる場合に於て負債者承諾の上登記を出願したるときは之を乙區變更の欄内に登記す可し

質入書入の債主負債者と協議の上抵當物件を引取り所有者と爲りたる場合に於ては乙區抵當取消の欄内及び甲區登記事由の欄内に其要旨を登記す可し

第十七條 質入を變更して書入と爲し書入を變更して質入と爲し又は利息期限等を變更したる場合に於ては之を乙區變更の欄内に登記す可し

第十八條 登記法第十五條の場合に於て登記を爲す可き土地若し華族世襲財産なるときは地券及び同第四十條に記載する證書に依り世襲財産たることを認め其旨を表題部中物件の側に記入す可し

第十九條 賣買讓與其他の方法に因り曾て地所建物船舶の所有權を得たる者其所有權の登記を出願するときは第九條の例に準し之を登記す可し

第廿條 従前の公證簿に登記せし質入書入の取消を願出たるときは手数料を徴收せず舊手續に依り之を終結す可し

若し變更の登記を願出たるときは第十條の例に準し所有者及び原契約を登記したる上乙區變更の欄内に其登記を爲す可し此場合に於ては變更の手数料を徴收す可きものとす

第二十一條 登記を受たる物件の全部若くは一部毀壞燒失流亡等に依りて消滅し其旨を届出たるときは表題部中取消の欄内に之を登記し其物件は朱抹す可し若し殘餘あるときは第十二條第二項の例に準し其現狀を記載す可し

地目變換を届出たるときは表題中に記載したる地目を更正し其旨を付記す可し

第二項の場合に於ては手数料を徴收せざるものとす

第二十二條 登記所の同管内に在りて船舶の定繫所を更改し其

登記を請ふ者あるときは轉入せし町村の登記簿に其物件及び所有者を轉寫し表題部中物件を記載したる側に某町村より轉入せし旨を付記し若し船舶既に抵當物とありたるものあるときは其旨とモ付記す可し轉出せし町村の登記簿には其表題部中取消の欄内に轉出の旨を記載して其物件は朱抹す可し若し他の登記所に屬する町村に轉入するときは原登記所より登記簿謄本に其旨を付記し之を本人に下付して轉入する登記所に差出さしめ其登記所は其謄本に依り登記を爲し登記濟の通知書を原登記所に送致す可く原登記所は其通知に依り取消の手續を爲す可し

前二項の場合に於ては登記法第三十條第一第二の規則に依り變更及び謄本の手数を徴收するものとす

第二十三條 登記簿に記載する願人の氏名は本人をして自署せ

しめ其名下に捺印せしむ可し若し自署する能はざる時は登記官代書し其旨を付記す可し

第二十四條 登記事件に附屬する圖面あるときは登記簿表題部中に其旨を記載し其圖面に登記物件の番號を記し登記官之に認印し帳簿に編入す可し

第二十五條 登記の爲め差出たる契約書には登記済の上登記官之に登記物件の番號を記載し且つ認印して本人より還付す可し
第二十六條 登記簿の用紙中或る欄内更に登記を爲さざる他の白あきに至りたるときは其登記簿中未だ登記を爲さざる他の用紙に原番號を轉寫し之に其番號の第二あることを付記し原用紙番號の下には第一の文字を追加し且第何冊何丁に續く旨を記載す可し第三以下の續を設くるるとき亦此例に準ず
前項の場合に於て新用紙には原用紙に記載ある登記の順番を

繼續して之を付す可し

第二十七條 登記簿に登記を爲す字體は楷書を用ひ鮮明あるを要す又金錢物品の員數及び年月日を記するには必ず壹貳參拾の文字を用ふ可し

登記を爲すには之を墨書す可く訂正若くは挿入等を爲すには之を朱書す可し

文字は之を改竄す可からず若し刪除するときは讀得べき爲め字體を存す可し

訂正挿入削除等を爲したるときは本人をして之に認印せよむ可し

第二十八條 後見人若くは代人より登記を出願せしときは後見人たるの證若くは代理の委任狀を差出さしめ之を帳簿に編入す可し

前項の證書を差出さゝるときは登記を爲す可からず
第二十九條 登記官自己の權利義務を登記す可き場合お於ては
治安判事及び郡長は書記戸長は次席吏員をして代て登記を爲
さしむ可し

第三章 帳簿

第三十條 登記所使用の帳簿は左の如し

- 一 地所登記簿
- 二 建物登記簿
- 三 船舶登記簿
- 四 受付帳
- 五 登記見出帳三種
- 六 印鑑簿區戸長の證明をたる印鑑を捜入したるもの
- 七 謄本可付帳

八 登記濟證下付帳

九 圖面綴込帳

十 請求書綴込帳行政廳の登記請求書を綴込たるもの

十一 登記願書綴込帳登記法の第十五條第二項の書面を綴込たるもの

十二 證明書綴込帳登記法第四十條の證書及び印鑑證明書等を綴込たるもの

十三 名刺綴込帳

十四 代理證書綴込帳

十五 届書綴込帳

第三十一條 登記簿の謄本若くは抜書を請ふ者あるときは其用紙に謄寫し謄本下付帳と割印して之を下付す可し但手数料と領収せざる前に謄本又は抜書を下付することを得ず

第三十二條 謄本は登記簿一用紙の全部を遺漏なく謄寫して之を作る可し

抜書は請求ある部分のみ登記簿より摘寫して之を作る可し

第三十三條 登記簿の證を請ふ者あるときは其願書に記載ある物件を登記簿と照査したる上登記簿の旨と未記し登記簿證下付帳と割印して之を下付す可し

第三十四條 登記見出帳は地所建物に付ては地所の番號に依り船舶に付ては鑑札の番號に依り登記物件の番號を付する毎に各番號を記入するものとす

同番號の地所にして數筆に分れたるものあるときは地券面の符號を番地の下に記載す可く同番地にある建物おして棟を異にしたるときは建物の番號を番地の下に記載して之を區別す可し番號若くは符號を同ふする地所又は番地若くは棟を同ふする建物を分割して賣買讓與質入書入と爲すときは其各部の地所若くは建物に子丑寅卯の符號を付して之を區別す可し

前二項の區別は登記簿にも亦之を記載す可きものとす

第三十五條 登記に關する帳簿は常に書箱に藏め其封緘を嚴にし非常持退の準備を爲之勉て紛亂毀損を豫防す可し

登記に關する帳簿は裁判所の命令あるお非されは登記所外に出すことを得ず

第三十六條 登記簿の閲覽を請ふ者あるときは官吏の職務を以て閲覽するときの外吏員の面前に於て之を閲覽せしむ可し

第三十七條 登記所に於ては毎月登記件數表を調製し翌月五日までに其地を發し管轄始裁判所に送致す可く其裁判所に於ては之を取纏め合計表を付し其月末までに其廳を發し司法省に差出す可し

第四章 登記料手数料及び評價費用

第三十八條 登記料は登記を爲す前之を納めしむ可し登記事件

の取消若くは變更の登記を請ふ者の納む可き手数料に付ても亦同し

第三十九條 登記法第三十二條に依り評價を要する場合に於ては登記所は其費用を見積り登記料と納むる者より之を豫納せしむ可し

第四十條 登記所に於ては評價人をして速に物件の所在に就き價格を評定し其評價書を差出さしむ可し

評價人中の一名意見を異にするときは他の二名の意見に依り價格を定む可く若し各自意見を異にするときは更に評價人を選定す可し

第四十一條 登記法第三十三條に依り評價の費用を本人に負擔せしむ可きときは豫納金を以て之を支辨し殘額あるときは之を還付す可く不足するときは之を納完するまで登記を爲す可

からす

若し登記所に於て費用を負擔す可きときは豫納金を全額を還付す可し

●朕所得税法を裁可し茲に之を公布らしむ

御名 御璽

明治二十年三月十九日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

大藏大臣伯爵松方正義

勅令第五號

所得税法

第一條 凡そ人民の資産又は營業其他より生ずる所得金高一箇年三百圓以上ある者は此税法に依て所得税を納むへし

但同居の家族に屬する者は總て戸主の所得に合算する者とする

第二條 所得は左の定則に據て算出すへし

所得税法

第一 公債證書其他政府より發し若くは政府の特許を得て發する證券の利子營業にあらざる貸金預金の利子株式の利益配當金官私より受くる俸給手當金年金恩給金及割賦賞與金は直に其金額を以て所得とす

第二 第一項を除く外資産又は營業其他より生ずるものは其の種類に應し收入金高若くは收入物品代價中より國稅地方稅區町村費備荒儲蓄金製造品の原質物代價販賣品の原價種代肥料營利事業に屬する場所物件の借入料修繕料雇人給料負債の利子及雜費を除きたるものを以て所得とす

第三 第二項の所得は前三箇年間所得平均高を以て算出すべし但所得收入以來未だ三年に滿たざるものは月額平均其平均を得難きものは他に此準を取りて算出すべし
第三條 左に掲ぐるものは所得稅を課せず

第一 軍人從軍中お係る俸給

第二 官私より受くる旅費傷痍疾病者の恩給金及孤兒寡婦の扶助料

第三 營利の事業に屬せざる一時の所得

第四條 所得稅の等級及稅率左の如し

等級	所得金	稅率
第一等	所得金高三萬圓以上	百分の三
第二等	所得金高貳萬圓以上	百分の二半
第三等	所得金高壹萬圓以上	百分の二
第四等	所得金高千圓以上	百分の一
第五等	所得金高三百圓以上	百分の一

但所得金高は圓位未滿の端數を算せず

第五條 所得稅は前半年分を其年九月に後半年分を翌年三月に

納むへし

百十四

第六條 此税法に依り税金を納むべき所得ある者は其年所得の豫算金高及種類を記し毎年四月三十日までには居住地の戸長を経て郡區長に届出へし

第七條 各郡區役所管轄内に七名以下の所得税調査委員を置き毎年調査委員會を開き所得税に關する調査を爲さしむ
調査委員定數の外五名以下の補缺員を置き缺員の補充に備ふへし

調査委員及補缺員に選ばれたる者は正當の事由なくして之を辭することを得ず

第八條 調査委員は其郡區内の選舉を以て之を定む

第九條 調査委員の選舉人被選人は廿五歳以上の男子にして其郡區内に現在し所得税と納むる者に限る但府縣會規則第十三

條第一款第二款第三款第四款に觸るゝ者は被選人たる事とを得ず同條第一款第二款第三款に觸るゝ者は選舉人たる事とを得ず
第十條 郡區長は各町村内に五名より多からざる町村選舉人の員數を定め其町村人民中第九條の資格を有する者をして互選せしむ但便宜により數町村を合して五名より多からざる選舉人を定むることを得

町村選舉人は第九條の範圍内に於て調査委員及補缺員を選舉すへし

第十一條 調査委員の任期は滿四年とし二年毎に全數の半を改選す但第一回の改選は抽籤を以て其退任者を定む

第十二條 調査委員の手當旅費其他調査に關する費用は國庫より之を支給す

第十三條 郡區長は第六條の届書に據り所得金高下調査を製し

所得税法

百十五

其届書と共に調査委員會に付すへし

第十四條 郡區長は納稅者と認むるものにして第六條の期限を過ぎて其届出を爲さざる者あるときは所得金高の見積を立て之を調査委員會に付すへし

第十五條 調査委員會を郡區長の招集に由り之と開く調査委員會の會長は郡區長を以て之に充つ郡區長缺席するときは會員の互選を以て之を定む

第十六條 調査委員會は會員過半数出席するにあらざれば會議を開くことを得ず會議は出席員の過半数を以て之を決す可否同數あるときは會長の可否する所に依る但自己の所得に關するときは其會議に與ることを得ず

第十七條 郡區長は調査委員會の決議に據り各納稅者の所得税等級金額を定め之を納稅者に達すへし

第十八條 郡區長は調査委員會の決議に關し意見あるときは府縣知事に具狀し指揮を請ふへし

第十九條 納稅者に於て所得税の等級金額を不當とするときは其達を受けたる日より二十日以内に所得金高明細書及其證憑とあるさへものを添へ府縣知事に申出ることを得但此場合に於けるも其税金は達を受けたる金額に従て之を納むへし

第二十條 府縣知事は第十八條第十九條の場合に於ては府縣常置委員會に付して調査せしめ其決議に據て之を處分すへし但其處分納稅後に涉るときは税額を不足するものは之を追徴し過剩あるものは之を還付すへし

第二十一條 調査委員會又は常置委員會は此税法に關し調査上必要と認むるときは納稅者に尋問することを得

第二十二條 調査委員其他所得税の調査に關する者は納稅者の資

産及所得に係る事件を他に漏洩すべからず

第廿三條 納税者其納期前に於て所得金高十分の五以上を減損したるときは郡區長に申出ることを得郡區長は事實を審査して其税額を減し所得金高一箇年三百圓を下るものは之を免税すべし但既納の税金に之を還付せず

第廿四條 所得金高を隠蔽して逋税したる者は其逋税高三倍の罰金に處す但自首する者は其税金を追徴せ其罪を問はず

第廿五條 第二十二條を犯したる者は三圓以上三拾圓以下の罰金に處す

第廿六條 第六條の届出を爲さざる者は壹圓以上壹圓九拾五錢以下の料料に處す

第廿七條 此税法を犯したる者には刑法の不論罪及減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひす

第二十八條 此税法施行に關する細則は大藏大臣之を定む

第廿九條 此税法は明治二十年七月一日より施行す

但北海道沖繩縣及東京府管轄小笠原島伊豆七島に於ては官府より受くる俸給手當金年金及恩給金の外は當分の内之を施行せず

附則

本法第六條の届書は本年に限り七月三十一日までに差出すべし

所得税法畢

○附録

〔第一〕 所得税法施行細則

○大藏省令第八號

所得税法施行細則左の通相定む

明治二十年五月五日

大藏大臣伯爵松方正義

所得税法施行細則

第一條 戸主に所得なくして同居の家族のみに所得ある場合に於ても一家内に屬するものは總て合算の上其戸主の名を以て届出納税すべきものとす

第二條 税法第二條第三項に依り所得を算出するは其年所得を生ずべき現在の資産又は現在の業務に應し前三箇年平均若くは月額平均の歩合に依り又は他の比準に依るべきものとす

第三條 物品にて收入する所得は其相當價格を以て代金を算出すへし

第四條 税法第六條の届書は別紙第一號書式に依るへし

第五條 左に掲ぐる者は一定の地に其納税管理人を定め戸長を経て郡區長に届出此税法施行に關する諸般の事を辨せしむへし

- 一 此税法を施行せざる地に居住し本法施行の地に於て生ずる所得金一箇年三百圓以上を收入する者
- 一 内外國に旅行し又は外國若くは此税法を施行せざる地に寄留する納税者

第六條 一人にして數箇所に於て所得を收入する者は其居住地の郡區長に届出を爲すと同時に別紙第二號書式に依り其所得を收入する各地の郡區長に届出へし

第七條 郡區長第六條の届出を受くるときは之を其納税地の郡區長に送付すへし但其届出高に對し意見あるときは別に其意見を付すへし

第八條 納税者他の郡區役所所轄内に轉居せんとするとき及び轉居したるときは各其地の戸長を経て郡區長に届出へし

第九條 郡區長第八條の他に轉居せんとする者の届出を受たるときは直ちに轉居者の所得税に係る一切の事項を其轉居先の郡區長に通報すへし

第十條 郡區長は其所轄内に於て納税者と認むるもの、所得に關し調査上必要ある場合に於ては各地方の會社若くは一個人に對し其事項の問合を爲すことを得

第十一條 郡區長は調査委員選舉の爲め税法第六條の届出に依り毎年五月納税者の住所姓名を其管内に公告すへし

第十二條 調査委員會及び調査委員選舉に關する細則は府縣知事之を定む

第十三條 調査委員を辭することを得る者は郡區長に於て己むを得すと思料する事故あるものに限る

第十四條 調査委員會の決議書は會長及委員二名以上之に署名すへし

第十五條 所得税の等級金額は別紙第三號書式に依り毎年八月十日までに之を達すへし

第十六條 區長に於て直に戸長の事務を行ふ區内に在ては府縣知事の見込を以て大藏大臣の認可を受け一區内を數部に劃し毎部に五名以下の臨時取調掛を置き區長の指揮に従ひ所得税調査に關する下調を爲さしむることを得

第十七條 税法第二十九條但書の所得に關する等級金額は北海

道廳長官東京府知事沖繩縣知事之を査定すへし

第十八條 調査委員招集に應せざるか又は會員過半数出席せず若くは其他の事故に依り第十五條の等級金額達期限までに調査を了せざるときは郡區長に於て等級金額の意見を付し府縣知事に差出し府縣知事は之を大藏大臣に具狀して指揮を請ふへし

第十九條 第五條に違ひ又れ第六條第八條の届出を怠りたる者は壹圓以上壹圓九拾五錢以下の科料に處す

附則

本年に限り第十一條の公告は九月第十五條の達は十一月に之を爲すへし

(書式第一號)

所得金高届

一金何圓 何々ノ利息又は利益配當又ハ何々

一金何圓 貸金ノ利息

一金何圓 何々ノ所得

外

金何圓 何租何税區町村費備荒儲蓄金

金何圓 製造品原質物代金商品原價

金何圓 借地借家料何々借入料何々修繕料

金何圓 種代肥代何々買入代金

金何圓 雇人給料何々手當何々費

金何圓 何々ニ係ル負債ノ利息

小以金

所得高計金

右之通ニ候也

何^府何^市何^町居住(又ハ寄留)
何^縣何^區何^村居住(又ハ寄留)
年 月 日 何^府何^市何^町何^縣何^區何^村誰

區市長宛

(書式第二號)

所得稅納入地届

一金何圓 何々ノ所得
一金何圓 何々ノ所得
外
金何圓 何々

何^府何^市何^町何^縣何^區何^村誰納稅管理人
何^府何^市何^町何^縣何^區何^村誰
何^府何^市何^町何^縣何^區何^村誰

金何圓 何々

小以金

所得高計金何圓

右ハ御所轄市區内ノ所得金ニ有之候處税金ハ何^府何^市何^町何^縣何^區何^村ニ於テ合算ノ上相納候ニ付此段及御届候也

何^府何^市何^町居住(又ハ寄留)

年 月 日 何^府何^市何^町何^縣何^區何^村誰

何^府何^市何^町何^縣何^區何^村誰納稅管理人

何^府何^市何^町何^縣何^區何^村

何^府何^市何^町何^縣何^區何^村誰

區市長宛

(書式第三號)

明治 年 何區何町
 何等所得税金、〃、〃、圓 何 誰
 右所得税ノ等級金額頭書ノ通相定ム但之ヲ不當ト
 スルトキハ所得税法第十九條ニ據リ申出ヘシ
 年月日 何市長 何 誰 印

(第二) 國稅科目

內國稅
地租

- 國立銀行稅
- 證券印稅
- 訴訟用印紙料
- 北海道水產稅
- 米商會所稅
- 株式取引所稅
- 酒造稅
- 醬麴營業稅
- 醬油稅
- 菓子稅
- 煙草稅
- 賣藥稅
- 船稅

車 税
 度量衡税
 牛馬賣買免許税
 銃獵免許税
 關 税
 海關税

廿二年改正徴兵令

法律第一號 明治二十二年一月二十一日公布

徴兵令

第一章 總則

第一條 日本帝國臣民にして滿十七歳より滿四十歳迄の男子は總て兵役に服するの義務あるものとす

第二條 兵役は分て常備兵役後備兵役及國民兵役とす

第三條 常備兵役は分つて現役及び豫備役とす

現役は陸軍は三箇年海軍は四箇年にして滿二十歳に至りたる者之に服し豫備役は陸軍は四箇年海軍は三箇年にして現役を終りたる者之に服す

第四條 後備兵役は五箇年おして常備兵役を終りたる者之に服す

第五條 國民兵役は満十七歳より満四十歳迄の者にして常備兵役及後備兵役に在らざる者之を服す

第六條 各兵役の期限既に満ると雖も戦時或ひは事變の際するとき若くは臨時に演習或ひは觀兵の舉あるとき若くは航海中或ひは外國駐劄中は其の期を延すことある可し

第七條 重罪の刑に處せられたる者は兵役に服することを許さず

第二章 服役

第八條 陸軍現役兵は毎年所要の人員に應し壯丁の身材藝能職業に従ひ歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵職工及ひ雜卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ

海軍現役兵は毎年所要の人員に應し沿海地方及ひ島嶼の壯丁を調査し海軍に適する職業に従かひ水兵火夫職工及ひ雜卒に

區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之れに充つ但し海軍志願兵徵募規則に依り服役する者は本令の限りに在らず

警備隊を置きたる島嶼の壯丁は總て之れを警備隊に充て其他に於て服役せしむ但し在營期限は一箇年以内とす

第九條 雜卒の現役期限は其職務に因り之れを短縮することあるへし但常備兵役の全期は之を減することあり

第十條 二十歳に至らずと雖も満十七歳以上の者は志願により現役に服することを得

第十一條 満十七歳以上満廿六歳以下にして官立學校帝國大學科及小學校

ヲ除ク 府立縣師範學校中學校若くは文部大臣に於て中學の學科程度と同等以下と認めたる學校若くは文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學理財學を教授する私立學校の卒業證書を所持し若くは陸軍試験委員の試験に及第し服役中食料

被服裝具等の費用を自辨する者は志願に由り一箇年間陸軍現役に服することを得但し費用の全額を自辨し能はさるの證ある者には其の幾部を官給するをある可し

前項の一年志願兵は特別の教育を授け現役満期の後二箇年間豫備役に五箇年間後備役に服せしむ

満十七歳以上二十六歳以下にして官立府縣立師範學校の卒業者は六箇月間陸軍現役に服することを得其服役中の費用は當該學校より之を辨償するものとす

前項志願兵に現役を終りたる者は七箇年間豫備役に服し三箇年間後備役に服す

第十二條 禁錮の刑に處せられ若くは賭博犯に由り懲罰不處せられたる者は一年志願兵たることを許さす

第十三條 現役中殊に勤務に熟し品行方正ある者は歸休を命す

ることあるへし

第十四條 豫備兵は戰時若くは事變に際し之を召集す平常に在ては毎年一度六十日以内勤務演習の爲め之を召集し又毎年一度簡閱點呼を爲す

第十五條 後備兵は戰時若くは事變に際し豫備兵に次て之れを召集す平常に在つて勤務演習及び簡閱點呼を爲すこと豫備兵に同じ

第十六條 國民兵は戰時若くは事變に際し後備兵を召集し仍は兵員を要するときに限り之を召集す

第三章 免役延期及猶豫

第十七條 兵役を免するは廢疾又は不具等にして徵兵検査規則に照し兵役に堪へざる者に限る

第十八條 左に掲ぐる者は徵集を延期す次年に於て仍は徵集に

適せざる者は國民兵役に服せしむ

第一 體格完全且強壯あるも身幹未だ定尺に満たざる者

第二 疾病中又は病後にして勞役に堪へざる者

第十九條 公權の剝奪若くは停止を附加す可き重輕罪の爲め訊問若くは拘留中る者は徴集を延期す

第二十條 徴集に應ずるときは其家族自活し能はざるの確證ある者は本人の願に由り徴集を延期す其事故三箇年を過ぐるも仍ほ止まざる者は國民兵役に服せしむ但分家又は絶家廢家再興の故を以て本條に當る者其他自活し能はざる事故を作為したる者は其願を許可せず

第二十一條 第十一條に掲ぐる學校に在校の者は本人の願に由り滿二十六歳迄徴集を猶豫す其事故滿二十六歳迄に止み又は二十六歳を過ぐるも仍ほ止ざる者は抽籤の法に依らずして之

を徴集す但第十一條に依り一年志願兵を志願する者は此限に在らず

學術修業の爲め外國に寄留する者は本人の願に由り滿二十六歳迄徴集を猶豫す二十六歳迄に歸朝し又は二十六歳を過ぎ歸朝する者は抽籤の法に依らずして之を徴集す

但陸軍試験委員の試験に及第したる者は一年志願兵を志願することを得

第二十二條 餘人を以て代ふ可からざる職務を奉する官吏及市町村長助役及収入役は豫備兵に在ると後備兵に在るを問はず勤務演習簡閲點呼の爲め召集することおし法律を以て設立したる議會の議員其開會中亦同し

第四章 豫備徴員

第二十三條 抽籤番號の順序に従ひ毎年所要の現役兵員に超過

する壯丁は一箇年間十二月一日起算ス豫備徴員とし戦時若くは事變に際し兵員を要するとき又は其年徴集の兵員缺くるとき之を徴集す

第二十四條 豫備徴員にして其期限内に徴集せざる者は國民兵役に服せしむ

第五章 雜則

第二十五條 毎年一月より十二月迄に滿二十歳と爲る者は其年の一月一日より同月三十一日迄に書面を以て戸主ニ非サル者ハ其戸主ヨリ本籍の市町村長に届出可し但二十歳未滿にして現役を終へたる者又は現役中の者は本條の届出を爲すに及はず

第二十六條 徴集は本籍所在の徴募區に於てするを例とす他の徴募區に寄留する者は願に由り其區に於て徴集に應ずることを得

第二十七條 疾病又は犯罪等の爲め期限に際し入營し難き者は翌年之を徴集す

第二十八條 兵役と免れんか爲め身體を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の所爲を用ひ又は逃亡若くは潜匿したる者又は正當の事故なく身體の検査を受けざる者は抽籤の法に依らずして之を徴集す

第二十九條 現役年期の計算は總て其入營する年の十二月一日より起算し豫備役及後備役年期の計算は其轉役する年の十二月一日より起算す第六條に依り延期したる者も其起算法亦同じ但禁錮の刑に處せられ又は監視に付せられ又は逃亡若くは失踪したる者其刑期中及逃亡失踪中の日數は服役年期に算入せず

第六章 罰則

第三十條 第二十五條の届出を爲さざる者及正當の事故なく身體の検査を受けざる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す
第三十一條 兵役と免れんか爲め逃亡し又は潜匿し若くは身體を毀傷し疾病を作為し其他詐偽の所爲を用ひたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第七章 附則

第三十二條 本令は明治二十二年一月より施行す但第二十五條の届出期限は明治二十二年に限り三月一日より同月十五日迄とす

第三十三條 本令は北海道に於て函館江差福山を除くの外及沖繩縣並東京府管下小笠原島には當分之を施行せず

第三十四條 本令中市町村長とあるは市制町村制を實施する迄

の間戸長のこととす

第三十五條 舊令第十一條に依り一箇年間陸軍現役に服したる者は本令第十一條に照し二箇年間豫備役に五箇年間後備役に服せしめ其豫備役二箇年を終りたる者は直に後備役も服せしめ通して七箇年とす

第三十六條 舊令第十七條に依り徵集猶豫に屬せたる者は徵集を延期し其事故七箇年を過ぐるも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ

第三十七條 舊令第十八條第二項に依り徵集猶豫に屬したる者は徵集を延期し其事故七箇年を過ぐるも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ

第三十八條 舊令第十八條第七項及第二十一條に依り徵集猶豫に屬したる者は徵集を延期し其事故七箇年を過ぐるも仍ほ止

まざるときは國民兵役に服せしむ

第三十九條 舊令第十八條第三項の生徒にして第一豫備徴員と爲り仍は在校の者は該徴員たることを止め満二十七歳迄徴集を猶豫し其事故二十七歳を過くるも仍は止まざるときは國民兵役に服せしむ

第四十條 第三十六條第三十七條第三十八條及第三十九條に掲ぐる者其事故各其本條の期限内に止みたるときは抽籤の法に依り徴集す但一年志願兵を志願することを得

第四十一條 舊令第十八條第三項若くは第十九條に依り徴集猶豫に屬し在校の者は其事故六箇年以内に止みたるとき又は六箇年と過くるも仍は止まざるときは抽籤の法に依り徴集す但し一年志願兵を志願することを得

第四十二條 舊令第三十條に依り補充員と爲りたる者は之れを

豫備徴員と爲し一箇年間明治二十一年十二月一日ヨリ起算スに徴集せざる者は國民兵役に服せしむ

第四十三條 舊令第三十一條に依り第一豫備徴員と爲り在校せざる者及舊令第三十二條に依り第二豫備徴員と爲りたる者は直に國民兵役に服せしむ補充員より第一豫備徴員と爲りたる者亦同し

第四十四條 明治十二年第四十六條布告徴兵令に依り國民軍の外免役若くは徴集猶豫に屬したる者は直に國民兵役に服せしむ

第四十五條 舊令第八條に依り海軍兵と爲りたる者の服役期限は同令第三條及第四條に依る

第四十六條 第三十六條第三十七條第三十八條に掲ぐる徴集延期の者及第三十九條第四十一條に掲ぐる徴集猶豫の者其事故

各々其本條の期限内に止みたるときは三日以内に本籍の市町村長に届出可し
 前項の届出を爲さざる者及本令施行前舊令第三十五條第三十六條の届出を爲さずして本令施行後に於に發覺する者は本令第三十條に依り處分す可し

改正徵兵令終

●改正郵便規則概略并に稅表

●每郵便物別つて四種とす

- 第一種 書狀 重量二匁以上二錢 第二種 往復葉書 一錢
- 第三種 書狀 重量一匁以上一錢 第三種 郵便物及郵便紙 一錢
- 第四種 書籍帳簿各種ノ印刷物(寫眞畫圖紙營業品ノ見本) 重量八匁以上一錢

郵便函

便		開函時限		便		配達時間	
い	午前五時	い	午前七時十分	い	午前七時十分	い	午前七時十分
ろ	全六時十分	ろ	全八時二十分	ろ	全八時二十分	ろ	全八時二十分
は	全七時五十分	は	全十時十分	は	全十時十分	は	全十時十分

改正郵便規則

外	市	ぬ	り	ち	と	へ	ほ	に
午前六時	開函時限	全八時	全六時	全四時十分	全三時	後一時二十分	全十一時五十分	全九時五十分
外	市	ぬ	り	ち	と	へ	ほ	に
午前六時	配達時限	翌朝午前五時	全八時十分	全六時二十分	全五時十分	全三時三十分	午後二時十分	正午十二時十分

●何品を問す此條例に抵觸せざる者は第一種郵便物と爲すを得

●封緘したる郵便物は第一種郵便物と爲すへし

●第二種郵便物を他種郵便物と合装する時は總て第一種郵便物と爲すへし

一 截斷又は破却したる者 二 税額印面に文字を書したる者

三 税額印面に郵便切手を貼付したる者

四 紙配達又ハ返戻ノ爲 其他の品を貼付したる者

五 一葉を折り之を全く糊着し又は數葉を合せ之を全く糊着したる者

六 表面に音信文を記載したる者

●第三種第四種郵便物は封緘せざる者とす

●第三種第四種郵便物に音信又は暗號又隱語を筆書する時は第一種郵便物と爲すへし

●第一種郵便物と爲すへし

- 營業品の見本及雛形は雙方又は一方營業者は往復するものに限へし
- 營業者にあらざる者の間に往復する見本及雛形は第一種郵便となすへし
- 第三種四種郵便物(營業品の見本及雛形を除く)一個の重量三百目に超過すへからず
- 營業品の見本雛形は一箇重量四十八匁に超過すへからず
- 郵便物の大きさは曲尺にて長一尺二寸幅八寸厚五寸に超過すへからず
- 左に記載したる者は郵便物となすへからず
 - 一 毒藥劇藥爆發燃燒し易き物品
 - 二 流動物流動腐敗易き物孵化す可物動物植物鋒刃器硝子等他の郵便物を傷害すへき物品但十分の豫防をなし郵便局若くは郵

- 便受所の承認を受けたる後郵便に差出す者は其限にあらす
- 未納税又は不足税の郵便物は受取人より其額の二倍を徴収すへし受取人其郵便を受取りたる時は其納税を拒むへからす
- 受取人其郵便物受取らすして差出人に還付する時は其差出人より其額の三倍を徴収すへし
- 郵便 郵便爲替及貯金の事務に關する郵便物は其税を免除す
- 免税郵便物は表面に郵便事務爲替事務貯金事務の文字を記載すへし

● 書留郵便

- 書留郵便物は郵便局の帳簿に登記し遞送者は配達を受授を證する者とす
- 書留手数料は郵便物の何種に拘にらす六錢とす
- 書留郵便物を差出すときは其表面に書留と記載し郵便局若く

は郵便受取所に於て之を主務者に交付し印刷したる式紙に郵便局若くは郵便受取所の印及主務者の印を捺せる受取書を受領すへし

●別配達郵便

●別配達郵便物は書留郵便に限る者にして通常配達の例に拘はらず別急速の配達をなす者とす

●別配達別て二種とす 市内郵便局所有地別配達。市外郵便局未設地別配達

●市外別配達料は東京京都大阪は十銭其他の市内は六銭とす

●市外別配達料は配達郵便局より受取人の住所に至る路程に應し十八町毎六銭とす十八町未満亦同し

●別配達は其郵便物の表面に別配達と記載すへし

●貨幣封入郵便

●貨幣封入郵便物は驛遞總官と約定ある者をして特別の方法に

依り之を遞送配達せしむるものとす

●貨幣封入郵便物は其重量に従ひ第一種郵便物の税を前納し別に封入の金額送達の路程に従ひ貨幣遞送賃及配達を通貨にて納むへし但貨幣遞送賃は差出人に於て前納し配送賃は受取人より納むへし

●封入の金額は三十圓を超過すへからず封入の金額は其郵便物の表面に明記すへし

●貨幣封入郵便物は差出人に於て同一の印判を以て四所以上の封印を捺すへし

●貨幣封入郵便物を差出す時は郵便局に設けある員數證書用紙に式の如く記載し其郵便物の封印に用ひたる印判を捺し郵便物及貨幣遞送賃と共に之を主務者に交付し印刷したる式紙に郵便局の印を捺し且主務者四名調印せる受取證書を受領すへ

●郵便爲替

- 爲替證書一枚の金額は三拾圓以下とし端數は厘位を限りとす
- 爲替差出人は郵便局に設けある爲替願書用紙に式の如く記載調印し爲替金額及爲替料と共に先づ之を主務者に交付し後に爲替證書を受領すへし
- 爲替證書は其差出人より受取人に送付すへし
- 爲替請取人は爲替報知書に記載せる諸件を明瞭に答へ能はざる者は其爲替金を受取を得ず
- 代人を以て爲替金請圓取る者の其爲替證書の裏面に委任文を記載し記名調印し且つ代人は爲替證書に式の如く記名調印すへし
- 爲替證書の効用は其證書の日附より百二十日を限りとす

●効用を失したる爲替證書は差出人又は受取人より驛遞局に納付し其爲替を請求すへし

郵便爲替稅表

- 一金三圓 三錢 一金五圓 五錢
- 一金拾圓 八錢 一金廿圓 十二錢
- 一金卅圓 十五錢 一金卅圓 以上は不取扱

●金子入書狀稅表

金	高五	圓拾	圓二拾圓	圓三拾圓	圓五拾圓
東京内	一錢五厘	二錢	三錢	四錢	五錢
廿五里内	三錢	四錢	六錢	八錢	十錢
五十里内	四錢	五錢	七錢五厘	十錢	十二錢五錢
白里内	六錢	七錢	十錢五厘	十四錢	十七錢五厘

改正郵便規則

專賣特許條例

百平里内	八 錢	九 錢	十三錢五厘	十八 錢	廿二錢五厘
二百里内	十 錢	十一 錢	十六錢五厘	廿二 錢	廿七錢五厘
三百里内	十二 錢	十四 錢	廿一 錢	廿八 錢	三十五 錢
五百里内	十五 錢	十八 錢	廿七 錢	三十六 錢	四十五 錢

●專賣特許條例

明治十八年四月第七號布告

專賣特許條例別冊之通制定し明治十八年七月一日より施行す

但明治四年四月七日布告專賣零規則及明治五年三月第百五號

布告は廢止す

專賣特許條例

第一條 有益の事物を發明して之を專賣せんと欲する者は農商務卿に願出其特許を受くへし

農商務卿は其專賣を特許すへきものと認むるときは專賣特許證を下付すへし

第二條 專賣特許を願出するには其願書に發明の明細書并必要の圖面を添ふへし

但時宜に依り其現品又は雛形を差出さしむることあるへし
第三條 專賣特許の年限は專賣特許證の日附より起算し十五年を超ゆることを得ず

第四條 左の諸項に觸るゝものは專賣特許を願出ることを得ず
一 他人の既に發明したるもの
但他人より讓受たるものは此限にあらず

二 專賣特許願出以前公に用ひられ又は公に知られたるもの
三 治安風俗健康を害すへきもの

四 醫藥

第五條 軍用に必要ありと認め又は廣く用ひしむることを必用
ありと認むる發明には農商務卿に於て專賣特許を與へたるも
のと雖も之を取消すことあるへし

前項の場合に於ては農商務卿に於て相當と認むる報酬金を其
發明者に下付すへし

第六條 專賣特許を願出るの權及專賣の權は相續者に傳はるへ
きものどす

相續者に於て專賣權を相續したるときは三ヶ月以内に農商務
省に届出へし

第七條 專賣の權を他人に讓與又は分與せんとするときは農商
務卿に願出へし

第八條 專賣人其發明を改良したるときは追加專賣特許を願出
ることを得

但追加特許は原專賣特許年限を超ゆることを得ず

第九條 專賣人の發明を改良して專賣特許を得んと欲する者は
專賣人の承諾を得へし

專賣人其承諾を拒み農商務卿に於て改良に妨ありと認むると
きは其發明を改良の部分と合せて使用するの特許を改良者に
與ふることあるへし

前項の場合に於ては農商務卿に於て相當と認むる報酬金を改
良者より專賣人に與へしむへし

第十條 專賣人は其發明品に專賣特許證の年月日及年限を標記
すへし品柄に由り標記することを得ざるものは其上包等に標
記すへし

第十一條 專賣人の名簿す發明の明細書圖面等は農商務省に於
て衆庶の觀覽に供すへし

第十二條 專賣人轉籍轉居又は氏名を變換したるときは三月以内農商務省に届出へし

第十三條 專賣特許證を毀損遺失したるときは其再渡を農商務卿に願へし

第十四條 左の場合に於ては專賣特許無効に歸し其特許證を返納せしむへし

- 一 第四條 諸項に觸れたることを發見したるとき
- 二 願書并に明細書圖面等に相違の事實あることを發見したるとき

第十五條 左の場合に於ては專賣の權を失ふ

- 一 專賣特許證の日附より二年を経て其發明を實施公行せず又は事故を届出ずして二年間之を中止したるとき
- 二 專賣特許の發明品を外國より輸入して之を販賣したるとき

第十六條 專賣特許證を下付したるとき及專賣特許無効に歸したるとき又は專賣權を失ひたる者あるときは農商務省より之を廣告す

第十七條 專賣特許を願出る者は左の免許料を納むへし但願書を却下するときは之を返付すへし

- 一 五年の專賣特許を願出る者 金拾圓
- 二 十年の專賣特許を願出し者 金拾五圓
- 三 十五年の專賣特許を願出る者 金貳拾圓
- 四 讓與分與を願出る者 金五圓
- 五 追加特許を願出る者 金五圓
- 六 專賣特許證の再渡を願出る者 金壹圓

第十八條 專賣特許の事務に關する官吏は專賣特許を願出る者

と得す

第十九條 專賣人其專賣權を侵されたるときは之を告訴し並要償の訴を爲すことを得

但第十條の標記を爲さるときは要償の訴を爲すことを得す

第二十條 專賣特許の發明品を偽造し若くは外國より輸入し又は專賣特許の方法を竊用したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四拾圓以下の罰金を附加す

第二十一條 專賣特許の機械又は方法を以て製造したる者と同種類の物品に專賣人の記號に紛らはしき記號を用ひたる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し貳圓以上貳拾圓以下の罰金を附加す

第二十二條 第二十條第二十一條の犯罪に係る物品の情を知て

販賣したる者は四圓以上四拾圓以下の罰金に處す

第二十三條 第二十條第二十一條第二十二條の場合に於ては其物品及犯罪の用に供したる物件を沒收して專賣人に給付し其既に賣捌きたるものは代價を追徴して之を給付す

第二十四條 詐偽の所爲を以て專賣特許を受け又は專賣特許を僞稱したる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し貳圓以上貳拾圓以下の罰金を附加す

第二十五條 第六條第二項第十二條の届出を其期限内に爲さざる者は壹圓以上壹圓九拾五錢以下の料料に處す

第二十六條 此條例を犯したる者には刑法の數罪俱發の例を用ひす

第二十七條 第二十條第二十一條第二十二條の犯罪は專賣人の告訴を待て其罪を論ず

第二十八條 專賣人告訴を爲したるときは裁判官に於て假に其告訴に係る物品の發賣を停止することを得

附 則

明治十四年四月七日專賣零規則布告以後本條例布告以前に發明し明治五年^三月^三第百五號布告但書に依り届出たる事物にして之を專賣せんと欲する者は公に用ひられ公に知られたるものと雖も本條例施行の日より六ヶ月間に其專賣特許を農商務卿に願出ることを得

本條例布告以前既に前項の發明を使用したる者は本條例施行の日より一ヶ年間に其使用特許を農商務卿に願出ることを得此場合に於ては本條例第十七條專賣特許の免許料同一の全額を納むへし

●專賣特許手續 明治十八年四月
第五號布達

第一條 專賣特許に關する願書及届書は總て地方廳を経て農商務省に差出すへし

第二條 專賣特許を願出るときは壹個の發明に付願書二通明細書并圖面各三通に免許料を添ふへし

二人以上協同して一個の發明を爲したるときは其願書及明細書等に連署すへし

第三條 明細書及圖面は願人より封緘して之を差出し地方廳は封緘の儘之を農商務省に進達すへし

第四條 專賣特許願書には左の諸件を記載すへし

- 一 發明の名稱
- 二 專賣特許の年限
- 三 條例に牴觸せざる旨

四 願書明細書等に相違の事實ある旨

第五條 明細書には左の諸件を記載すへし

一 發明の目的性質の大體説明

二 圖面の解説(圖面を添ふるときは)

三 發明の製作構造組成及使用の方法等に關する説明

四 發明の區域

五 發明人の族籍氏名

第六條 圖面には番號を記し其各部には片假名又は數字を付して明細書の説明と符合せしむへし

第七條 條例第七條に依り專賣權の讓與又は分與を願出るときは願書二通に專賣特許證約定書寫及免許料を添ふへし

第八條 條例第八條に依り追加專賣特許を願出るときは第二條及第三條の手續に従ふへし

第九條 條例第九條第二項の特許を受けんと欲する者は其理由を詳記したる願書二通と差出すへし

第十條 條例第六條第二項及第十二條氏名變換の届出を爲すときは農商務省に於て專賣特許證に裏書と爲すへし

第十一條 條例第十三條に依り專賣特許證の再渡を願出るときは其理由を詳記したる願書に免許料を添ふへし

第十二條 專賣特許を受けたる者其願書明細書等に脱漏又は過誤あることを發見して之を補足又は改正せんと欲するときは其理由を詳記したる願書二通と差出すへし

第十三條 專賣特許を受けたる者約束を以て他人に其發明を使用せしむるときは雙方連署して之を届出へし

第十四條 條例第四條第一項に觸れ專賣特許無効に歸したる後先發明者更に專賣特許を願出るときは其年限は前賣買人の特